第２期八女市子どもの貧困計画の策定にあたって

「日本の将来を担う子どもたちは国の一番の宝である。」

本市は、平成 29 年 3 月に第 1 期となる「八女市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、将来を担う子どもたちの育ちや成長を見守り、支援が必要な子どもや家庭を把握し、子どもたちが安心して健やかに成長できる環境づくりを進めてきました。この取り組みをさらに進めるため、第 2 期計画を策定いたしました。

国では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」が見直され、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されました。また、基本理念として、子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景には様々な社会的要因があること、包括的かつ早期に支援をすること等が明記されました。この間、子どもの貧困に焦点が当てられ、各種の取り組みを進めることで、貧困率をはじめとする各種指標に改善がみられていましたが、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックによって、子育て世帯の就労や子どもたちへの教育の機会が阻害され、子育て世帯はさらに困難な状況に陥っています。

本市で育つすべての子どもが生きる力を備え、心豊かに未来を切り開いていけるよう支援するために、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するということを強く意識する必要があります。こうした官民共同の取り組みが、子どもの貧困連鎖を食い止める大きな力となります。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました、子どもの貧困対策推進計画策定委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきました多くの方に心から御礼申し上げます。

令和４年３月

八女市長　三田村　統之

目次

第１章　計画の概要 1
１．策定の趣旨 1
２．計画の位置付け 1
３．本計画の対象 2
４．計画期間 2
５．計画の策定体制 3
（１）八女市子どもの貧困対策推進計画策定委員会の設置（策定委員会） 3
（２）八女市子どもの貧困対策委員会の設置（庁内委員会） 3
（３）子どもの生活状況調査の実施 3
（４）パブリック・コメントの実施 3
６．計画の進行管理及び点検 4
第２章　子どもの貧困をめぐる現状 5
１．SDGｓが掲げる目標と世界の貧困の状況 5
２．わが国の子どもを巡る社会変化等 6
（１）子どもの貧困率の推移 6
（２）国、県の動き 8
３．統計からみる八女市の子どもの現状 9
（１）人口の減少と少子化の進展 9
（２）離婚数の推移 10
（３）母子・父子世帯の推移 11
（４）生活保護世帯・児童扶養手当受給者等の状況 12
４．本市における分析類型 15
（１）相対的貧困 15
（２）生活困難 16
（３）ひとり親世帯 16
第３章　計画の見直しと基本理念 17
１．計画の見直し方針 17
（１）今後の計画の見直し時期 17
（２）子ども・子育て支援事業計画との統合 17
（３）SDGｓの視点を導入 17
２．計画の基本理念 18
３．計画の体系 19
第４章　子どもの貧困対策推進計画 20
１．教育の支援 20
（１）現状と課題 20
（２）今後の取組 23
（３）評価指標 24

２．生活の安定に資するための支援 25
（１）現状と課題 25
（２）今後の取組 27
（３）評価指標 29
３．保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 30
（１）現状と課題 30
（２）今後の取組 31
（３）評価指標 32
４．経済的支援 33
（１）現状と課題 33
（２）今後の取組 33
（３）評価指標 36
参考資料 37
１．用語集 37
２．子どもの生活状況調査結果抜粋 41
３．八女市子どもの貧困対策推進計画策定委員会委員名簿 47
４．子どもの貧困対策推進計画策定委員会要綱 48
５．子どもの貧困対策委員会要綱 49
６．子どもの貧困対策の推進に関する法律 50
７．子供の貧困対策に関する大綱 52

第１章　計画の概要

１．策定の趣旨

日本の将来を担う子どもたちは国の宝です。貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望をもつことのできる社会の構築を目指す必要があります。

「子供の貧困実態調査に関する研究報告書」（令和２年３月内閣府政策統括官）」等の各種調査により、世帯の経済状況や生活状況が子どもの生活や学習理解度等に大きく影響を及ぼしていると言われています。また、ひとり親世帯や複合的な課題を抱える世帯等は、経済的に厳しい状況下で子育てをしている場合が多いという現状もあります。

世帯の経済状況や生活状況は子どもには何ら責任がありません。私たちには、世帯の状況にかかわらず、本市で育つ全ての子どもが生きる力を備え、心豊かに未来を切り開いていけるよう支援する必要があります。

子どもの貧困対策は、子育て、教育、福祉、健康、就労などの課題が複合的に絡み合っている場合が多く、複数の関係機関と分野横断的に連携して取組を進めることが重要です。令和６年度に見直し、策定される予定の「第３期八女市子ども・子育て支援事業計画」との統合を見据え、両計画の重複施策等を整理し、「第２期八女市子どもの貧困対策推進計画（以下、「本計画」という）」を策定することとしました。

２．計画の位置付け

本計画では、市の最上位計画である「第５次八女市総合計画」をはじめ、保健福祉分野における上位計画の「第２次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画」及び子育て支援に関する「第２期八女市子ども・子育て支援事業計画」等関連計画との整合性を図るとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正、「子供の貧困対策に関する大綱」の見直し内容及び県の「第２期福岡県子どもの貧困対策推進計画」の趣旨を踏まえた子どもの貧困対策を推進します。

なお、本計画は「第２期八女市子ども・子育て支援事業計画」を基盤としてその取り組みを定めるものであるため、両計画は密接な連携のもと実施されるものです。一般的な子育て支援施策は「第２期八女市子ども・子育て支援事業計画」に定め、本計画では、子どもの貧困対策において、特に重点化する取り組みについて記載をすることに努めました。

３．本計画の対象

本計画は、八女市に住むすべての乳幼児から若者とその保護者、そして子どもを取り巻く地域を対象とします。

なお、「子供の貧困対策に関する大綱（令和元年 11 月）」においては、分野横断的な基本方針として、「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。」とされています。子どもの社会的自立は次世代の子どもたちの育ちにも影響することから、若者の自立に向けた支援も視野に入れて貧困の連鎖の防止を図ります。

４．計画期間

本計画は、令和４年度を初年度とする令和６年度までの３年間を計画期間とします。また、最終年度にあたる令和６年度に見直しを行い、「第３期八女市子ども・子育て支援事業計画」のうちの、次世代育成支援対策行動計画部分との整理・統合を目指します。

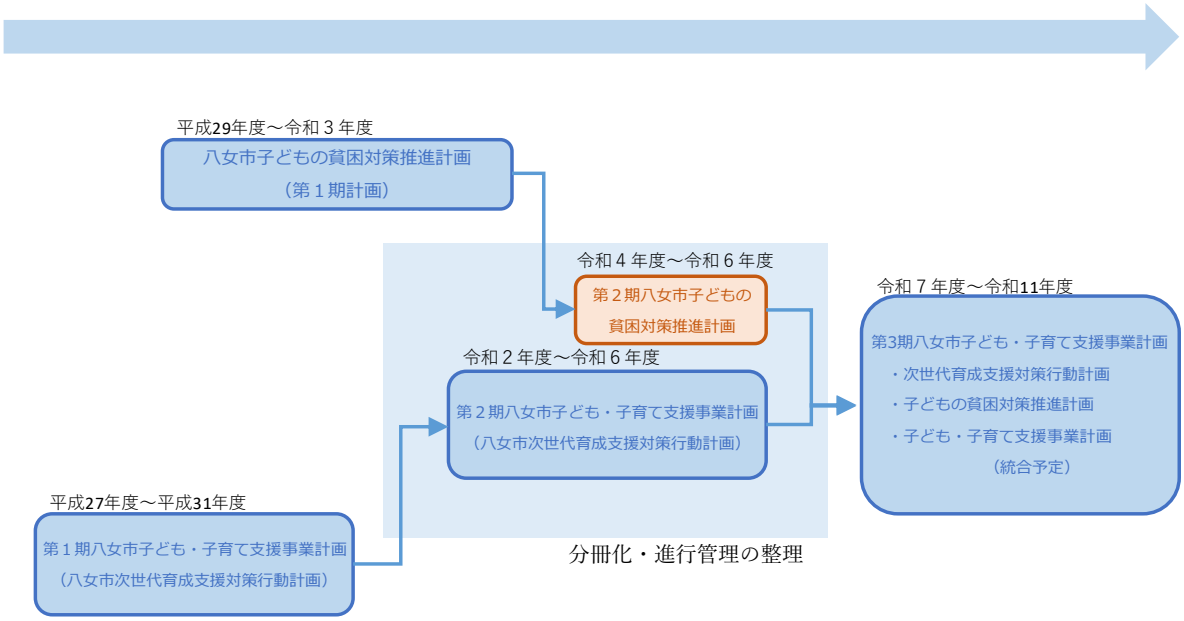

５．計画の策定体制

（１）八女市子どもの貧困対策推進計画策定委員会の設置（策定委員会）

「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）」第４条の規定に基づいて市が策定する子どもの貧困対策推進計画の策定に当たって、広く意見を聞くため、八女市子どもの貧困対策推進計画策定委員会を設置し、委員会の中で協議を行いました。

（２）八女市子どもの貧困対策委員会の設置（庁内委員会）

八女市の状況に応じた貧困対策推進計画を策定し、その推進を図るため、庁内の各部局の担当者による八女市子どもの貧困対策委員会を設置し、委員会の中で協議を行いました。

（３）子どもの生活状況調査の実施

計画の見直しにあたって子どもの生活状況を調査し課題を抽出するために、アンケート調査を実施しました。調査報告書は八女市公式ホームページにて公開します。

『アンケート調査結果からみる八女市の子どもをめぐる「生活困難世帯」の姿』
（令和３年９月）

	保護者	小学５年生	中学２年生
配 付 数	996 通	542 通	454 通
回 収 数	482 通	262 通	221 通
回 収 率	48.4%	48.3%	48.7%
発送方法	学校を通じた配布		
回収方法	郵送		

（４）パブリック・コメントの実施

令和３年度中に計画案を広く公表してそれに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。

実施期間：令和４年１月２４日（月）～令和４年２月１０日（木）

６．計画の進行管理及び点検

本市では、平成 29 年３月に「八女市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、各基本施策及びその施策を実施し、その進行管理を子ども・子育て会議及び子どもの貧困対策委員会において、計画の目標値等に基づき実施してきました。

本計画書に掲げる基本施策及び取り組み状況についても、第２期八女市子ども・子育て支援事業計画の進行管理と併せ、定期的に事業実施の状況やその結果の進行管理を行っていきます。

また、次期計画の見直しに際しては、子どもの生活状況調査等を実施し、八女市子ども・子育て会議等での検討を経て、本計画を第３期八女市子ども・子育て支援事業計画へ統合することを目指します。

第２章　子どもの貧困をめぐる現状

１．SDGｓが掲げる目標と世界の貧困の状況

SDGs は、Sustainable Development Goals の略で、2015 年９月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（目標のために実現させること、取組）、232 の指標から構成されるもので、その中のひとつに「貧困撲滅」があります。

本計画においても、各基本目標に関連する SDGs のアイコンを明示することで、計画の内容が SDGs のどの分野に該当するのかが分かりやすくなるよう配慮しました。

図表１　本計画に関連する SDGs のゴールと自治体行政の関係

	貧困	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	健康と福祉	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	教育	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	ジェンダー	自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
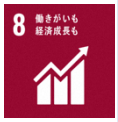	経済成長と雇用	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	不平等	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

資料：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとっての SDGｓ（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」

２．わが国の子どもを巡る社会変化等

（１）子どもの貧困率の推移

「2019 年 国民生活基礎調査」によると、平成 30 年の子どもの貧困率（17 歳以下）は 13.5%※となっています。第１期計画策定時に把握していた状況からは若干の改善がみられるものの、依然として、子どもの約７人に１人が貧困状態にあるという厳しい状況です。

図表２　貧困率の年次推移

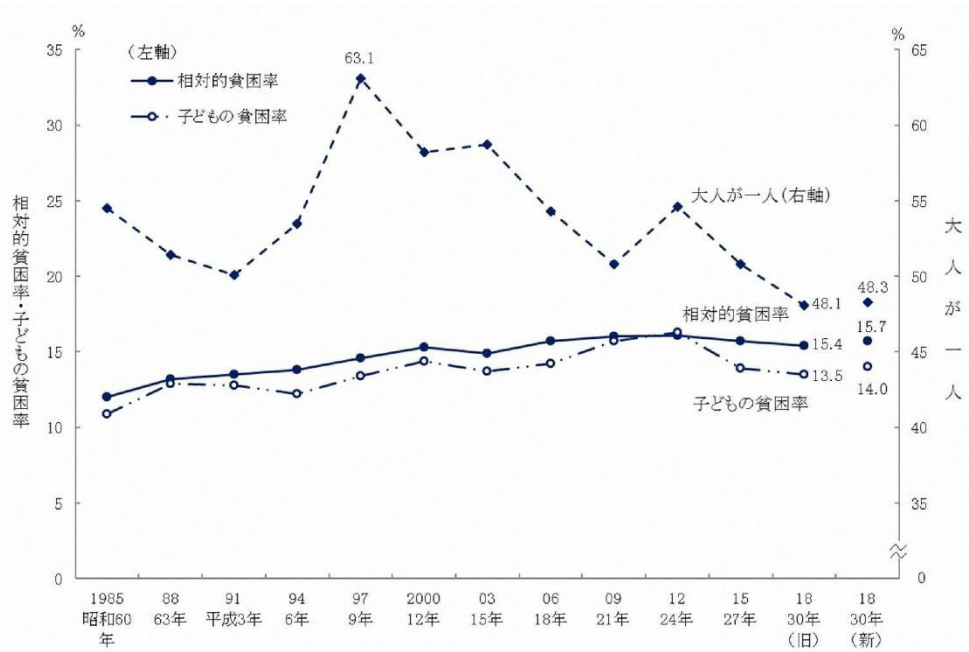

資料：2019 年　国民生活基礎調査の概況（厚生労働省）

※ OECD の所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）に基づき算出した子どもの貧困率は 14.0%となります。

わが国において、１日 1.90 ドル（概ね 200 円）以下で生活する人々はほとんど存在しません。しかし、必要な教育、医療、サービスなどを受けられない「相対的貧困」である人々の割合は OECD（経済開発協力機構）加盟国 35 か国の平均よりも高く推移しています。

わが国では、非正規労働者の割合の増加や離婚率の上昇等によるひとり親世帯の増加がみられます。2015（平成 27）年におけるひとり親世帯の貧困率は 50.8%であり、国際的にも極めて高い割合となっています。

図表 3　相対的貧困率

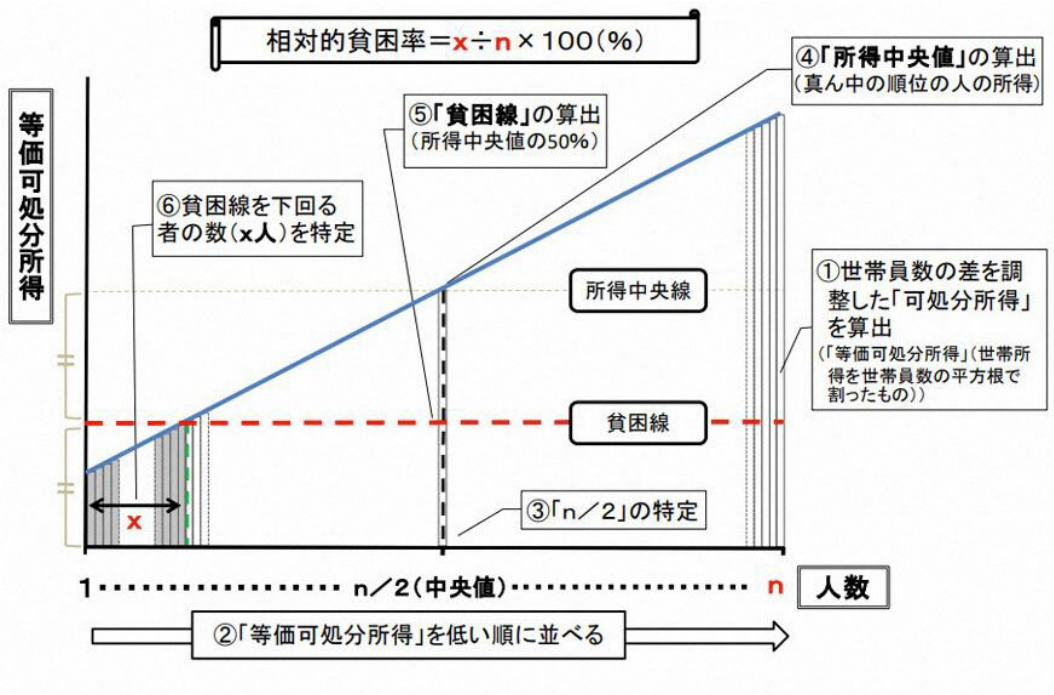

資料：国民生活基礎調査（貧困率）よくあるご質問（厚生労働省）

相対的貧困率：所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない人の割合。

相対的貧困について

一般的にイメージされる「貧困」は、最低限度の衣食住も満たされていない状態ですが、それら「絶対的」貧困世帯に対しては現在においても生活保護制度等で対策が進められています。本計画では、その人が住んでいる社会、時代において、通常行われる習慣や行為が経済的な理由から行えない「相対的」貧困世帯も対象に含め、子どものための対策を推進することを目的としています。

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、これらの算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない人の割合をいいます。また、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。

（２）国、県の動き

国では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年に施行されました。令和元年６月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正」が行われ、同年 11 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が見直されました。

福岡県は、令和２年度に「福岡県子どもの貧困対策推進計画」を見直し、令和３年３月、「第２期福岡県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

①「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正のポイント

子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であることを目的に明記されるとともに、基本理念に以下の３項目が明記されました。

また、市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務が課されました。

- 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること。
- 各施策を子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて、包括的かつ早期に講ずること。
- 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること。

②「子供の貧困対策に関する大綱」見直しの改訂ポイント

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正を受け、「将来だけでなく現在にも焦点を当てる」との文言が目的に追加されるとともに、「子育てや貧困を家族のみの責任にしない」といった視点が新たに追加されています。

また、基本的方針として、新たに、支援が届かない、届きにくい子ども・家庭とつながることが重要である旨が明記されています。

③「第２期福岡県子どもの貧困対策推進計画」見直しのポイント

「子供の貧困対策に関する大綱」で示された基本的な方針を踏まえて重点方針を設定、計画の施策体系を新大綱の表現に合わせ、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援、の４項目としています。

※ 下線部分は計画の見直しにあたって追加された文言です。

３．統計からみる八女市の子どもの現状

（１）人口の減少と少子化の進展

本市の人口は減少傾向にあります。平成２年の人口は 81,895 人でしたが、平成 27 年には 64,278 人となっており、25 年間で 21.5%減少しています。

人口を年齢別に３区分（15 歳未満、15～64 歳、65 歳以上）し、その内訳の推移をみると、25 年間で 15 歳未満人口は 52.1%減少している一方、65 歳以上人口は 50.6%増加しています。このことから分かるとおり、本市は全体の人口減少の進捗以上に、急速に少子化が進行しています。

「第２期八女市子ども・子育て支援事業計画」によると、８歳以下の人口は令和７年に 3,883 人に、年少人口（15 歳未満の人口）は令和７年度に 6,942 人となることが推計されており、少子化傾向は今後も継続することが見込まれます。

図表 4　年齢３区分人口の推移

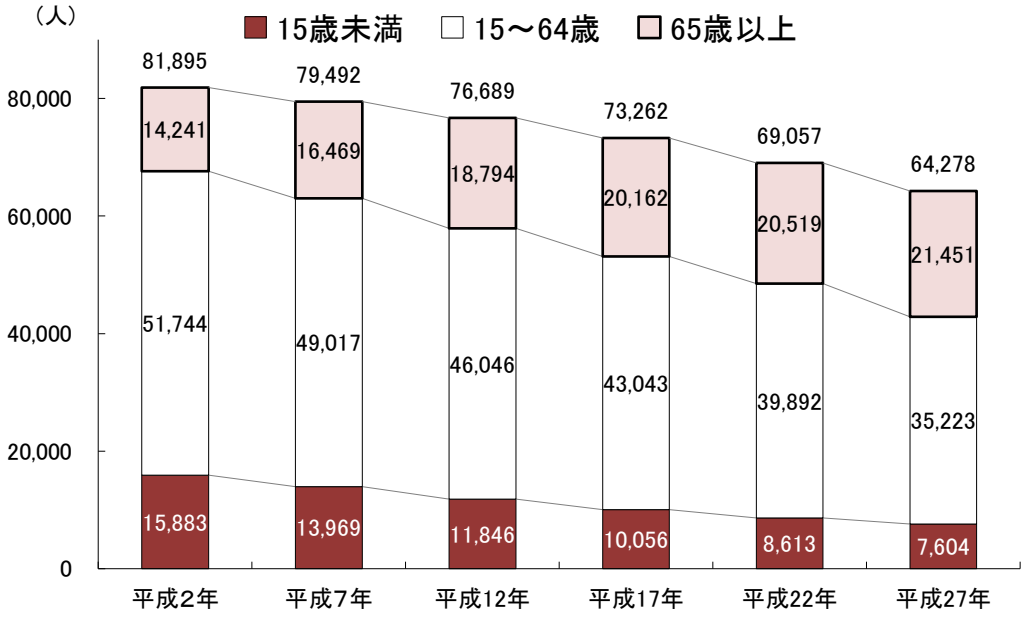

各年 10 月１日現在　　国勢調査

図表 5　人口推計結果

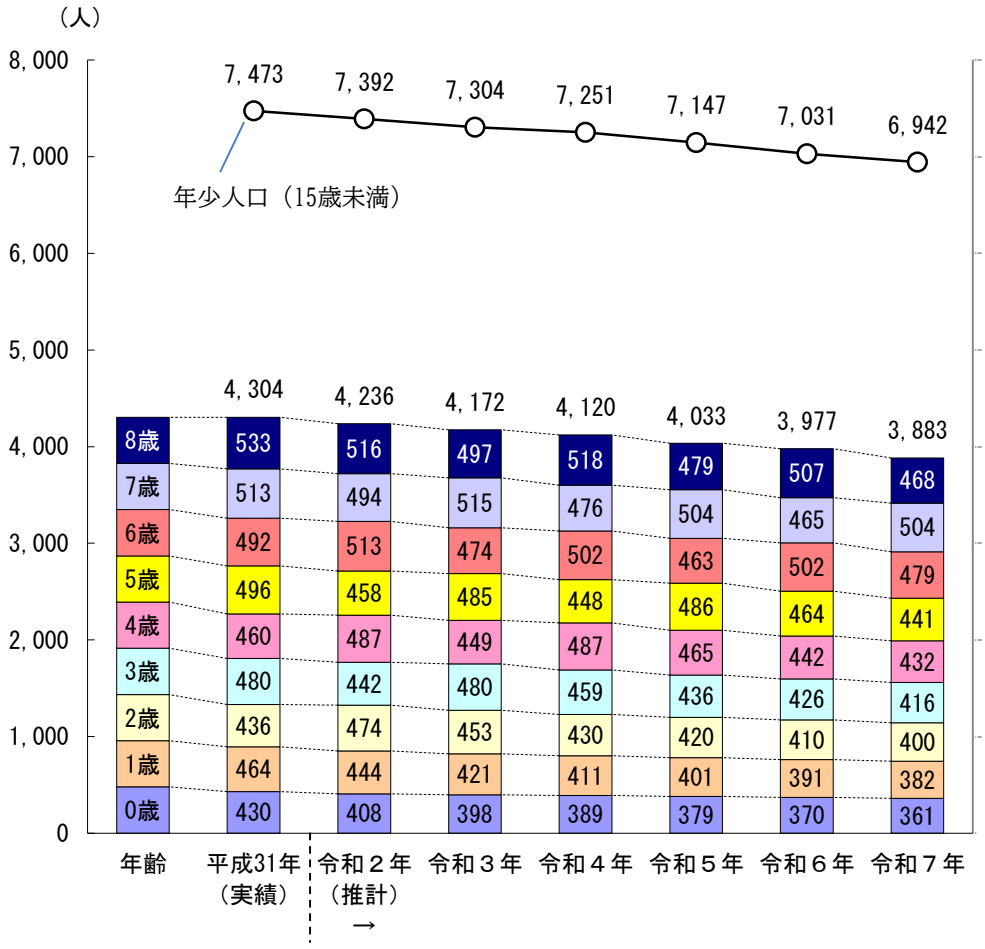

資料：第２期八女市子ども・子育て支援事業計画

（２）離婚数の推移

婚姻件数は平成 25 年をピークに概ね減少傾向にあり、令和 2 年では 224 件となっています。一方、離婚件数は多少の変動はあるものの、概ね年間 100 件前後で推移しています。

図表 6　婚姻・離婚数の推移

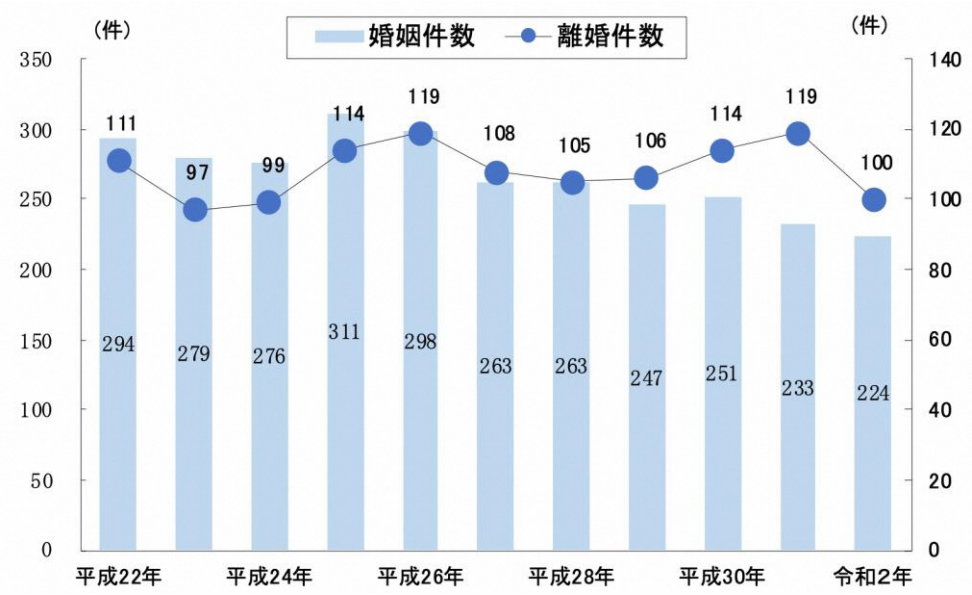

各年度末現在　　住民基本台帳

（3）母子・父子世帯の推移

母子、父子世帯数は、平成 2 年では 1,339 世帯であったのが、平成 27 年では 2,335 世帯となっており、25 年間で 1.74 倍に増加しています。

一方、夫婦と子どもからなる世帯数は、平成 2 年では 6,220 世帯であったのが、平成 27 年では 5,265 世帯となっており、25 年間で 0.85 倍と減少しています。

この期間の総世帯数は大きく変動していないものの、単独世帯及び夫婦のみの世帯が大きく増加しています。

図表 7　世帯数の推移

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
単独世帯	2,230	2,607	3,293	3,966	4,362	4,871
夫婦のみの世帯	3,322	3,737	4,048	4,134	4,366	4,569
夫婦と子どもからなる世帯	6,220	5,841	5,741	5,579	5,442	5,265
母子又は父子家庭	1,339	1,436	1,659	1,897	2,114	2,335
その他の親族のみの世帯	8,274	7,930	7,281	6,673	5,859	4,873
非親族世帯	17	20	33	35	112	98

各年 10 月 1 日現在　　国勢調査

図表 8　母子・父子世帯の推移

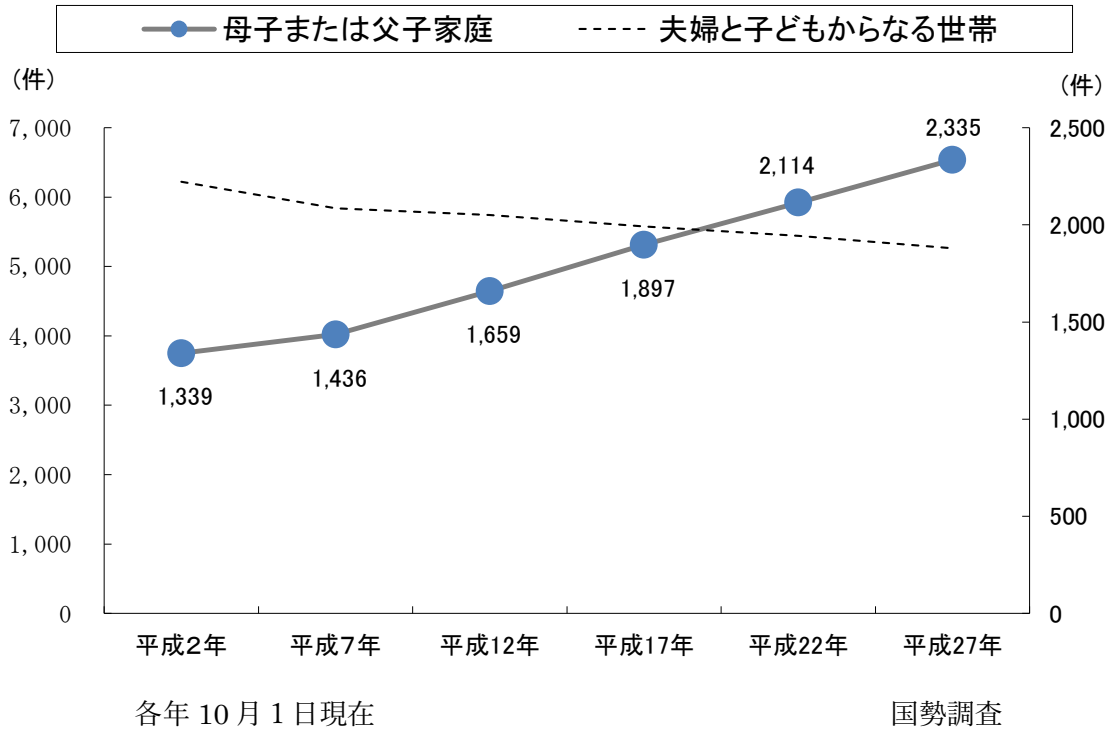

各年 10 月 1 日現在　　国勢調査

（4）生活保護世帯・児童扶養手当受給者等の状況

本市の保護率は県に比べて低く推移していますが、生活保護世帯数は平成 27 年から上昇傾向にあります。平成 30 年の保護率は 7.9‰となっています。

児童扶養手当支給対象世帯数は概ね減少傾向にあるものの、要保護・準要保護児童・生徒数の割合は小学校、中学校ともに概ね上昇傾向にあります。特に小学校の準要保護児童数の増加が目立っています。

図表 9　生活保護世帯の推移

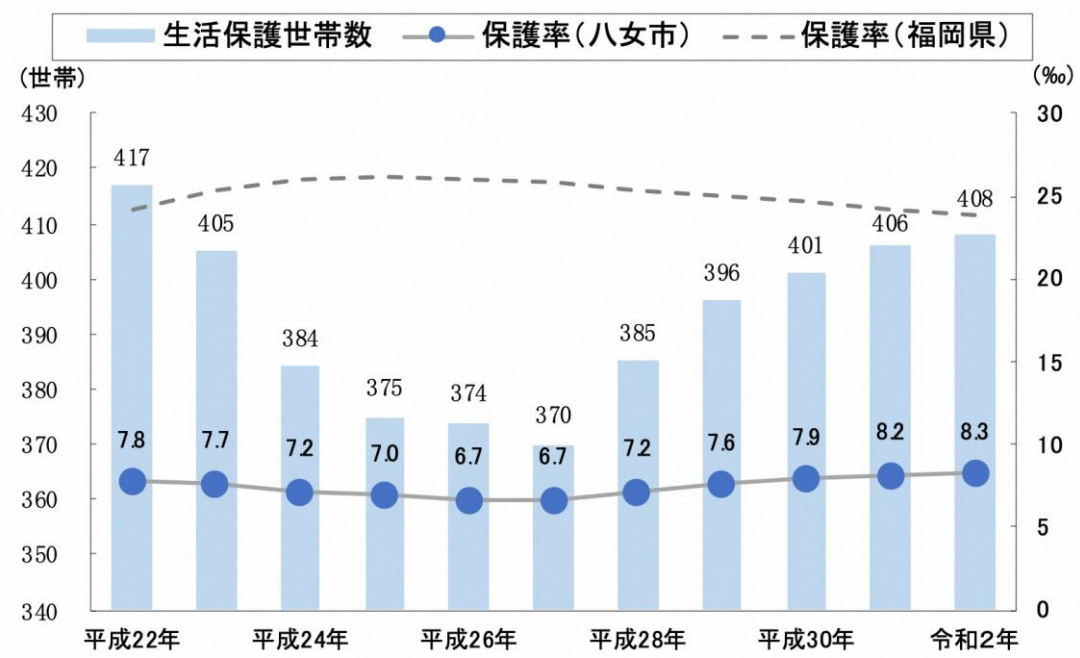

※「‰」とは千分率、1000 分の 1 を 1 とする単位

資料：平成 30 年まで / 福岡県の生活保護（令和元年度版）
令和元年度 /「市町村別保護状況（平成 31 年度平均）」
令和 2 年度 /「生活保護速報」（令和 2 年 3 月）

図表 １０　児童扶養手当支給対象世帯数の推移

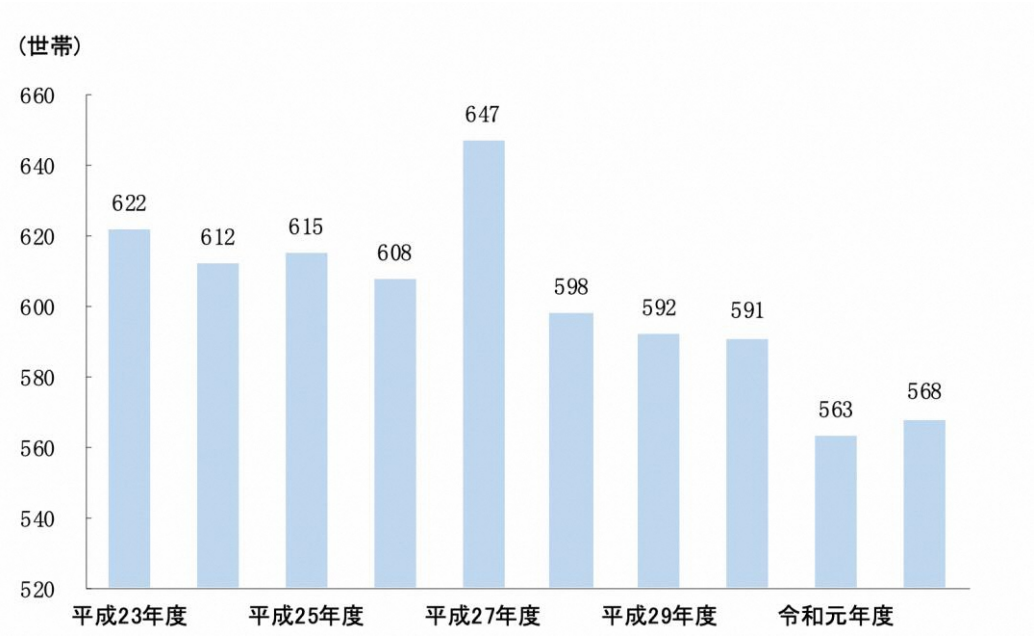

資料：子育て支援課

図表 １１　要保護・準要保護児童数の推移（小学校）

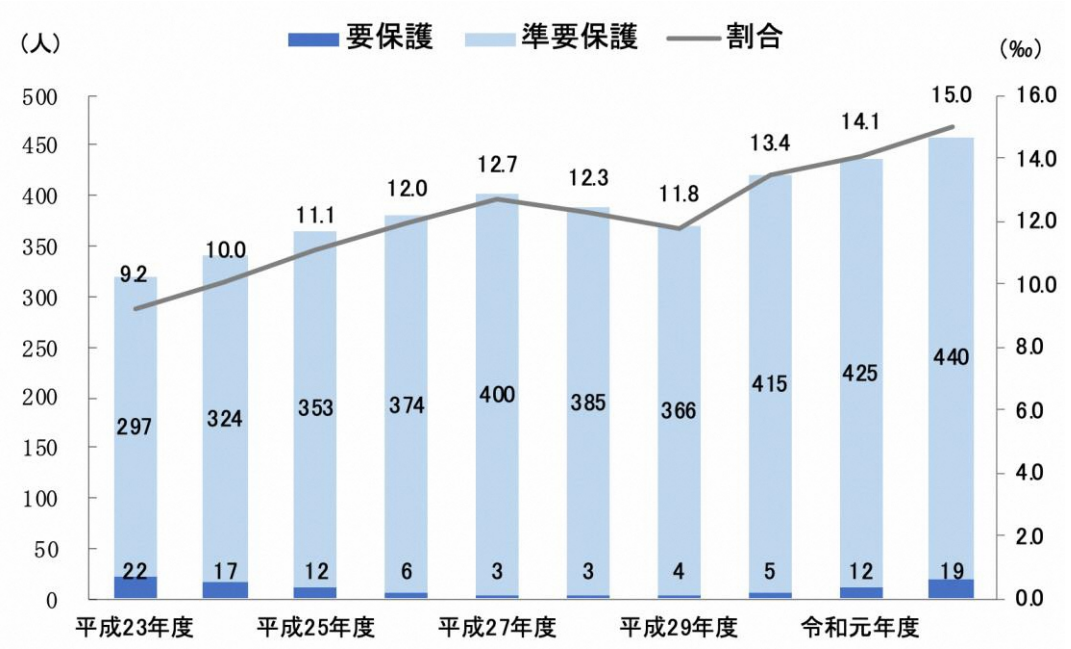

※「‰」とは千分率、1000 分の 1 を 1 とする単位

各年５月１日現在　　学校教育課

図表 １２　要保護・準要保護生徒数の推移（中学校）

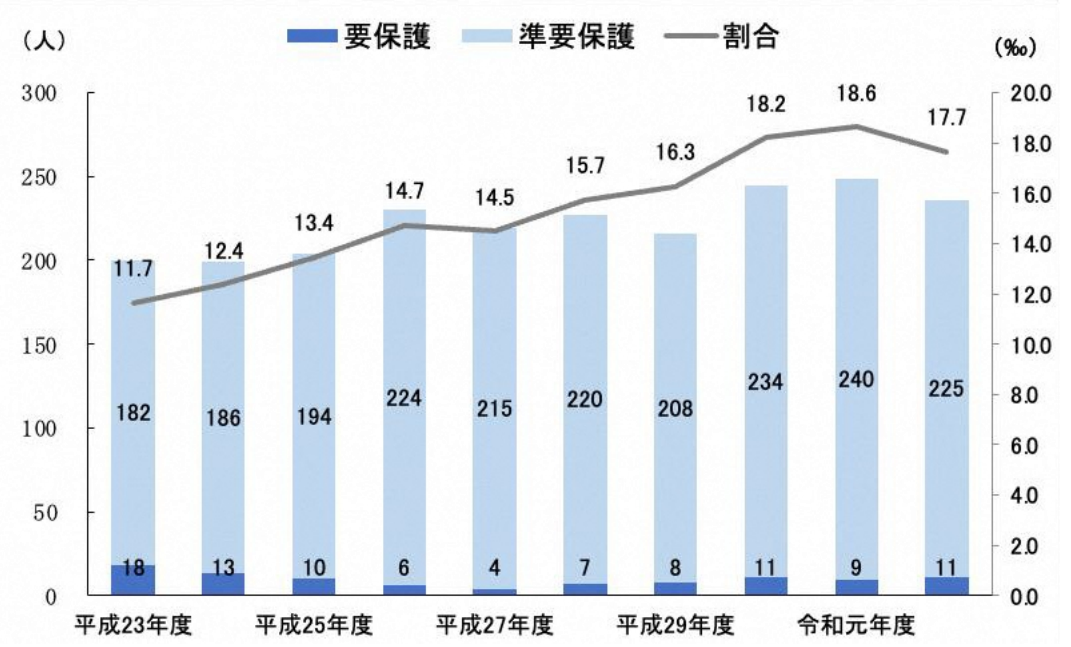

各年５月１日現在　　学校教育課

要保護児童・生徒：　保護者が生活保護を受けている、または保護を受けていないが保護を必要とする状態にある児童・生徒

準要保護児童・生徒：　保護者が要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している児童・生徒のこと

４．本市における分析類型

本計画では子どもの生活状況調査等のデータを基に、下記に示す 3 つの視点から子育て世帯を分類し、分析を行いました。

この分類は、これまで光を当ててこなかった切り口から本市の現状を把握するためのひとつの目安として定義したものであり、類型に区分されたすべての世帯が実際に困窮しているということではありません。

図表 １３　分析に用いた３類型と出現率

類型	定義	調査結果
相対的貧困世帯	等価可処分所得※1 が中央値の 1/2 以下相当である世帯	20.4%
生活困難世帯	食料・衣服・公共料金の、何れかの支払いができなかった経験のある、かつ、現在の暮らしの状況が「大変苦しい」と回答した世帯	19.5%
ひとり親世帯	母親または父親の片方いずれかと、その子とからなる世帯	8.9%

※1 厚生労働省「2019 年国民生活基礎調査」より、等価世帯所得の中央値は 253.4 万円であることから、相対的貧困は 126.7 万円未満。

（１）相対的貧困

厚生労働省は、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯を「相対的貧困層」としています。

相対的貧困世帯　＝　等価可処分所得※の中央値の半分に満たない世帯

※ 等価可処分所得：世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

本計画策定に先立ち実施したアンケート調査は、回答者に税込年収を回答いただいていることから、下表に挙げる係数を用いて可処分所得を概算する必要があります。具体的には、次頁に挙げる換算表を用い、相対的貧困世帯を定義づけました。

図表 １４　所得５分位階級ごとの係数（平均可処分所得に対する平均所得の比）

	１世帯あたり平均所得（a）（万円）	平均可処分所得（b）（万円）	係数（a／b）
第Ⅰ（～203 万円）	125.2	110.7	1.13
第Ⅱ（203～350 万円）	277.9	237.7	1.17
第Ⅲ（350～540 万円）	441.1	363	1.22
第Ⅳ（540～820 万円）	667.7	535.8	1.25
第Ⅴ（820 万円～）	1249.8	949.6	1.32

※ 令和元年国民生活基礎調査結果より作成。

図表 １５　選択肢と可処分所得の換算表

N0.	選択肢	税込年収換算値（c）	係数（d=a/b）	概算可処分所得（c/d）
1	50 万円未満	25 万円	1.13	22 万円
2	50～100 万円未満	75 万円		66 万円
3	100～150 万円未満	125 万円		111 万円
4	150～200 万円未満	175 万円		155 万円
5	200～250 万円未満	225 万円	1.17	192 万円
6	250～300 万円未満	275 万円		235 万円
7	300～350 万円未満	325 万円		278 万円
8	350～400 万円未満	375 万円	1.22	307 万円
9	400～450 万円未満	425 万円		348 万円
10	450～500 万円未満	475 万円		389 万円
11	500～600 万円未満	550 万円	1.25	440 万円
12	600～700 万円未満	650 万円		520 万円
13	700～800 万円未満	750 万円		600 万円
14	800～900 万円未満	850 万円	1.32	644 万円
15	900～1,000 万円未満	950 万円		720 万円
16	1,000 万円以上	1,000 万円		758 万円

（２）生活困難

低所得に起因する経済的困窮という視点だけでは貧困の実態を十分に捉えられるとは限らないため、本市の独自指標を定義づけ、生活困窮の状況について多面的な把握に努めることとしました。

具体的には、経済的理由により、必要な「食料」や「衣服」が購入できなかったり「公共料金」の支払いができなかったりした世帯に加え、現在の暮らしの状況に対して「大変苦しい」と回答した世帯を「生活困難世帯」と定義し分析軸に加えました。

（３）ひとり親世帯

困窮世帯が多いと言われている「ひとり親世帯」について、本市の独自指標として分析軸に加えました。

第３章　計画の見直しと基本理念

１．計画の見直し方針

（１）今後の計画の見直し時期

第１期計画が令和３年度に最終年度を迎えるため、令和元年 6 月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正及び「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しを踏まえ、本計画を策定しました。

また、今期の計画期間を３年間とし、次期計画は、「八女市子ども・子育て支援事業計画」と同時期に見直す予定です。次期の見直しまでは、これまでどおり、「八女市子ども・子育て支援事業計画」と「八女市子どもの貧困対策推進計画」は分冊となりますが、両計画は強い連携のもと、実質的に統合した計画とみなして取組等を整理しました。

（２）子ども・子育て支援事業計画との統合

「第２期八女市子ども・子育て支援事業計画」と「八女市子どもの貧困対策推進計画」には取組に重複部分が多くありました。両計画は密接な連携のもと、より効率的な施策実施及び進行管理を行うことが必要であるため、本計画では両計画の進行管理を統合することとしました。

統合にあたっては、原則として、全般的な子ども・子育てに対する記述は「子ども・子育て支援事業計画」に記載し、特に子どもの貧困対策に関わる項目は「子どもの貧困対策推進計画」に記載することとします。

（３）SDGｓの視点を導入

本市では、令和３年３月に策定した「第５次八女市総合計画」において、SDGsの17の共通目標がその視点に入れられていることから、本計画も総合計画と整合を図り、これらの開発目標の趣旨を踏まえて計画を策定することとします。

図表 16　ＳＤＧｓの 17 のゴール

資料：国政連合広報センター

２．計画の基本理念

第２期八女市子ども・子育て支援事業計画は、本市のすべての子どもたちが心身ともに健やかに、心豊かに支えあいの心を持ち、安全に安心して暮らしながら、次の世代の大人に成長することを目指して、「心豊かに、共に支えあい、子どもたちが夢と希望をもてる、優しいまちづくり」を基本理念として計画を推進しています。

本計画は、八女市子ども・子育て支援事業計画と将来的に統合を目指していることから、両計画の基本理念は整合が図られている必要があります。

第１期計画で掲げた基本理念、「「やめっこ」みんなが夢を描き、実現できるまち」の趣旨を踏まえ、八女市子ども・子育て支援事業計画で掲げた基本理念に「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず」の文言を追加し、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず心豊かに、共に支えあい、子どもたちが夢と希望をもてる、優しいまちづくり」を本計画の基本理念とします。

[基本理念]

3．計画の体系

【基本理念】

生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず

心豊かに、共に支えあい、子どもたちが夢と希望をもてる、

優しいまちづくり

【基本施策】

1 教育の支援

学力向上推進事業
家庭学習習慣化事業
コミュニティスクール事業の強化
適応指導教室（あしたば）の充実
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
ICT機器利用支援【新規】

2 生活の安定に資するための支援

生活困窮者自立支援制度
保育園、認定こども園等への優先入所
地域学校協働活動事業
こども食堂事業費補助事業
フードバンク事業の充実
母子生活支援施設「ひまわり園」の運営
妊婦健診費助成事業
市営住宅への入居の充実
ファイナンシャルプランナー納税相談事業
子供の居場所づくり【新規】
産後ケア事業【新規】
環境の多様性を認識した母子保健サービス実施【新規】
就学前児童と保護者の生活習慣習得支援【新規】
ヤングケアラーへの支援【新規】
セルフネグレクトや声を上げにくい人への支援【新規】

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
母子家庭等高等技能職業訓練促進給付金等事業
就労支援機関との連携強化
雇用の維持確保支援及び再就職の支援【新規】
就労準備段階の人への支援【新規】

4 経済的支援

奨学金制度の充実
子ども医療対策事業
ひとり親家庭等医療対策事業
入学祝金事業
要保護・準要保護児童・生徒就学援助事業
若年世帯等家賃等支援補助事業
児童手当支給事業
児童扶養手当支給事業
特別児童扶養手当支給事業
生活福祉資金貸付事業
育児支援こどものごはん提供事業【新規】
母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談事業【新規】
生活困窮世帯の住宅入居の際の保証人制度の検討【新規】
感染症拡大防止等の影響を受け、経済的に困窮する家庭への支援情報提供【新規】

第４章　子どもの貧困対策推進計画

１．教育の支援

（１）現状と課題

本市の調査によると、中学生の約３割は塾に通っていますが、経済的に困難を抱えている世帯ではその割合が低くなっています。塾に通っている子どもの割合が特に低い相対的貧困世帯の子どもは平日の勉強時間も短い傾向にあり、成績に対する自己評価も低くなっています。調査結果からは、家庭の経済格差が学力格差を生んでいる様子がみてとれます。

「第２期福岡県子どもの貧困対策推進計画」では、学校教育による学力保障に加え、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築にについて明記しています。本市においても、貧困家庭の子どもたちを早期の段階で気づき、そして、生活支援や福祉制度に迅速につなげていくことができるよう、学校が地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての機能構築を図る必要があります。

自由回答からは、子どもがなりたいと言う職業に就くために進学させてやりたいものの、経済的理由によりその希望が叶えられそうにないという保護者の切実な声や、家庭の経済状況を心配する子ども自身の心配の声が寄せられています。

無料の学習支援制度（学習の手助けなど）の利用状況は属性によらず 5.0%以下に留まっていますが、利用意向は非常に高く（ひとり親家庭で 44.2%）なっており、調査では切実な声も寄せられたことから、学校現場はもちろんのこと、地域ぐるみの支援をこれまで以上に広げることも必要ですが、年齢にかかわらず、子どもの「わからない」という気持ちに寄り添った支援が重要です。

また、非認知能力（数値化できない「意欲」「協調性」「粘り強さ」などの生きていくために必要な能力）の育成については、子どもの自立に欠かせないものであり、特に乳幼児期において個別に、丁寧に取り組むことが重要です。本市においても、乳幼児期からの非認知能力を高める幼児教育の支援について、検討を進める必要があります。

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供できるよう、教育に関する各種支援を充実するとともに、支援の存在を分かりやすく、ひろく伝える努力を継続していく必要があります。

図表 １７　塾で勉強する中学生の割合

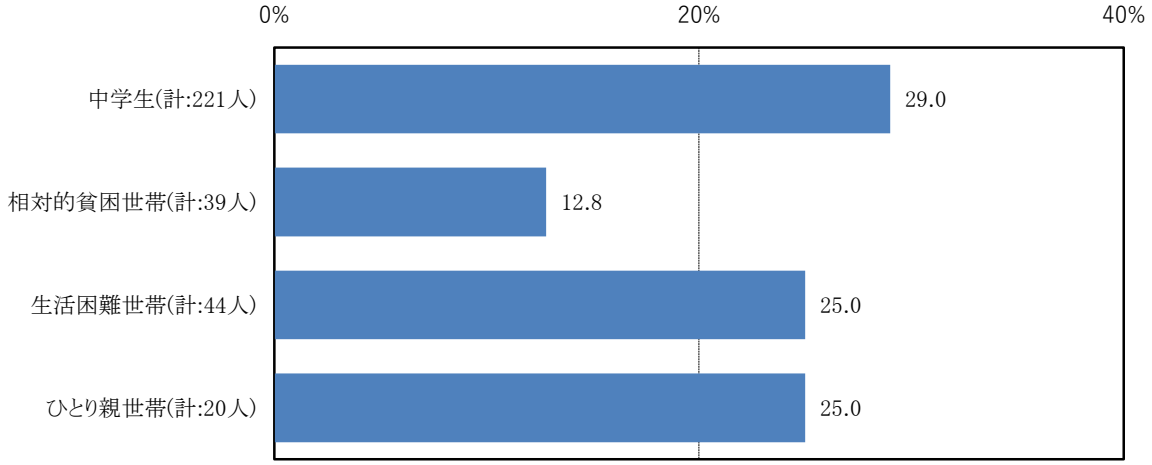

資料：「子どもの生活状況調査報告書（アンケート調査結果からみる八女市の子どもをめぐる「生活困難世帯」の姿)」(令和３年９月)

図表 １８　中学生の平日の勉強時間

	まったくしない	30分より少ない	30分以上、1時間より少ない	1時間以上、2時間より少ない	2時間以上、3時間より少ない	3時間以上	無回答
中学生(計:221人)	0.9	4.1	28.5	46.2	16.7	2.7	0.9
相対的貧困世帯(計:39人)	2.6	0.0	41.0	43.6	10.3	2.6	0.0
生活困難世帯(計:44人)	4.5	6.8	31.8	34.1	15.9	6.8	0.0
ひとり親世帯(計:20人)	0.0	0.0	55.0	30.0	15.0	0.0	0.0

（単位　%）

資料：「子どもの生活状況調査報告書（アンケート調査結果からみる八女市の子どもをめぐる「生活困難世帯」の姿)」(令和３年９月)

図表 １９　授業が分からなくなった時期（小学生）

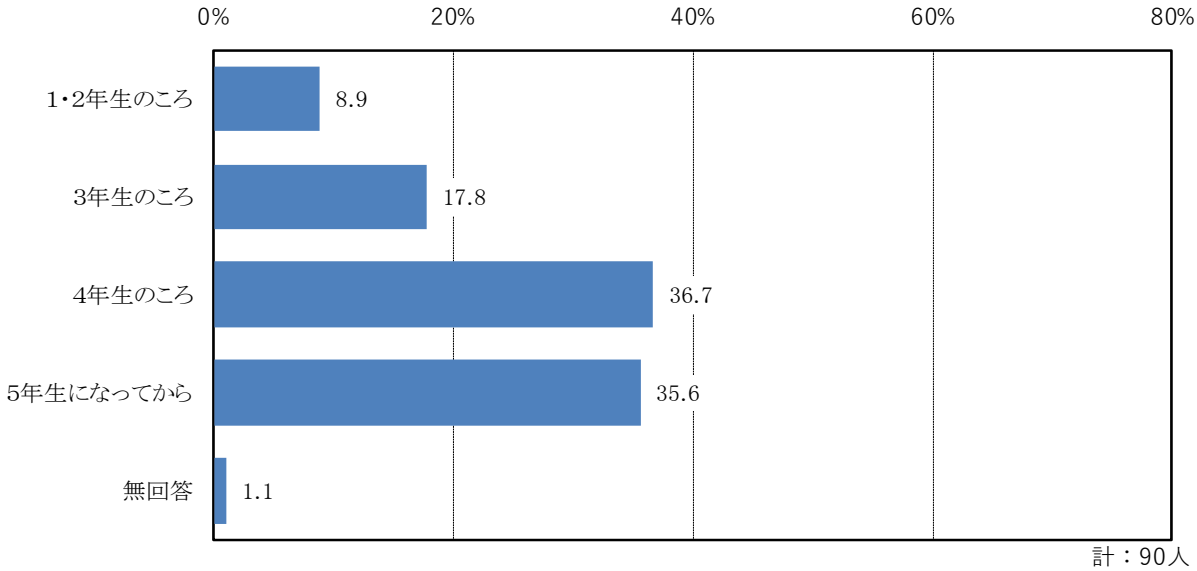

資料：「子どもの生活状況調査報告書（アンケート調査結果からみる八女市の子どもをめぐる「生活困難世帯」の姿)」(令和３年９月)

図表 ２０　無料の学習支援制度（学習の手助けなど）の利用意向

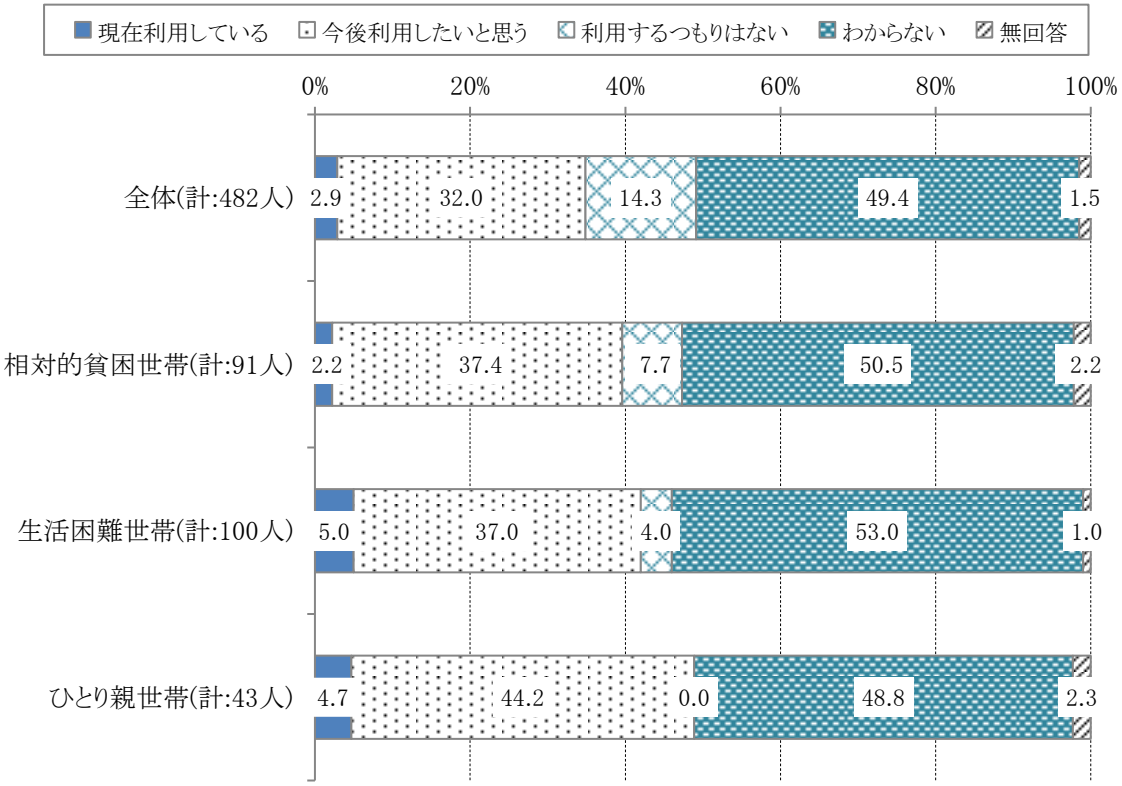

資料：「子どもの生活状況調査報告書（アンケート調査結果からみる八女市の子どもをめぐる「生活困難世帯」の姿)」(令和３年９月)

（２）今後の取組

主な事業	内　容	担当課
学力向上推進事業	小・中学校の児童・生徒を対象に、市独自で、少人数指導教員、一部教科担任、学校司書等を配置することで、基礎・基本の定着および学力の向上を図ります。	学校教育課
家庭学習習慣化事業	児童・生徒を主な対象に、寺子屋事業を行い、塾に行くことが難しい児童・生徒への学習機会の提供を充実します。	学校教育課
コミュニティスクール事業の強化	小・中学校と地域が互いに信頼しあい、それぞれの立場で主体的に地域の子どもたちの成長を支えるために、学校運営協議会制度を設けます。	学校教育課
適応指導教室（あしたば）の充実	精神的理由により登校できない児童・生徒を対象に、カウンセリングや教科指導、体験教室などを通じて、子どもたちの自信回復や自立を図り、学校復帰をめざすため、適応指導教室（あしたば）の充実を図ります。	学校教育課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の保護者および子どもを対象に、高等学校卒業程度認定試験に合格するための費用の一部を助成し、就業を支援します。	子育て支援課
ICT 機器利用支援【新規】	個別学習に対応できるよう、タブレット等の ICT 機器利用支援を行います。	学校教育課

(参考：県実施事業)

主な事業	内　容	担当課
高等学校等就学支援金	県は高等学校等の授業料のための支援金を支給し、教育に係る経済的負担の軽減と教育の機会均等を図っています。その中で、高校等中退者の再入学の際の授業料に係る支援も実施しています。	福岡県

（３）評価指標

【アウトカム指標：取組の結果として表れる効果・成果】

指標項目	現　状		目 標 値 （令和６年度）
学校の授業が分からないことがあると回答した中学生の割合	全体	54.3%	50.0%
	相対的	69.3%	
	生活困難	65.8%	
	ひとり親	65.0%	
小学生の平均自己肯定感（8 点以上）	全体	48.9%	55.0%
	相対的	51.0%	
	生活困難	38.5%	
	ひとり親	31.8%	
中学生の平均自己肯定感（8 点以上）	全体	40.8%	55.0%
	相対的	41.0%	
	生活困難	36.4%	
	ひとり親	50.0%	

現状： 子どもの生活状況調査報告書（令和３年９月）

【進捗指標：年次の取組状況】

取組項目	現　状	目 標 値 （令和６年度）
少人数指導教員及び学校司書各１名が配置された小中学校、義務教育学校の割合	93.0%	100.0%
学校運営協議会制度を設置した小中学校、義務教育学校の割合	95.7% （22 小中ブロック）	100.0% （23 全校）

現状：令和２年度実績

２．生活の安定に資するための支援

（１）現状と課題

私たちが暮らす地域には様々な地域課題があります。子どもの貧困の分野では、ヤングケアラー（家族の介護やケア、身の回りの世話を担う18歳未満の子どものこと）の増加が問題となっていますが、この他にも、ダブルケア（子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態）など、近年、複合的な課題を抱える世帯が増加しており、その世帯の子どもに大きな影響を及ぼしています。

「相対的貧困」の考え方は経済的困窮のみに着目しているため、必ずしも貧困の実態を十分に捉えられているとはいえません。そこで今回の調査では、経済的理由により必要な食料や衣服が購入できなかったり、公共料金の支払いができなかったりした世帯や、現在の暮らしの状況に対して「大変苦しい」と回答した世帯を含めて本市独自に「生活困難世帯」を定義し、分析軸に加えました。さらに、特に困窮世帯が多いと言われている「ひとり親世帯」についても本市の独自指標として分析軸に加え、生活困窮の状況についてより多面的な把握に努めました。

子育て世帯の約４世帯に１世帯（24.7%）は現在の暮らしを「苦しい」「大変苦しい」と感じています。生活困難世帯はその定義に主観的な生活困難度を含めていることもあり、その割合は約 7 割（68.0%）と突出しています。一方、相対的貧困世帯は 41.8%であり、現在の暮らしの状況が苦しいとまでは認識されていない世帯もあります。このことからも、所得のみでは貧困の実態を十分に捉えられないことが分かります。

近年は特に、新型コロナウイルスの影響により、家計が「非常に苦しくなった」「苦しくなった」と約３割（29.2%）の世帯が感じています。中でも、ひとり親世帯では41.9%、相対的貧困世帯では55.0%、生活困難世帯では61.0%がそう回答していることからも、何らかの課題のある世帯がより深刻な影響を受けている状況がわかります。この背景として、緊急事態宣言が繰り返し発出され、飲食店などが休業や時短営業を迫られ、倒産・閉店や、早期退職、雇い止め等といった、そこで働いていた従業員の収入が途絶えたり、減ったりした事例が多くあることなどが挙げられます。

新型コロナウイルス感染症拡大による経済的影響も含め、生活環境や家庭環境が悪化した子どもたちが、自身の考えや選択のもとで希望する就学や就労を果たすことができるよう、支援の充実を図る必要があります。

図表 ２１　現在の暮らしの状況をどのように感じているか

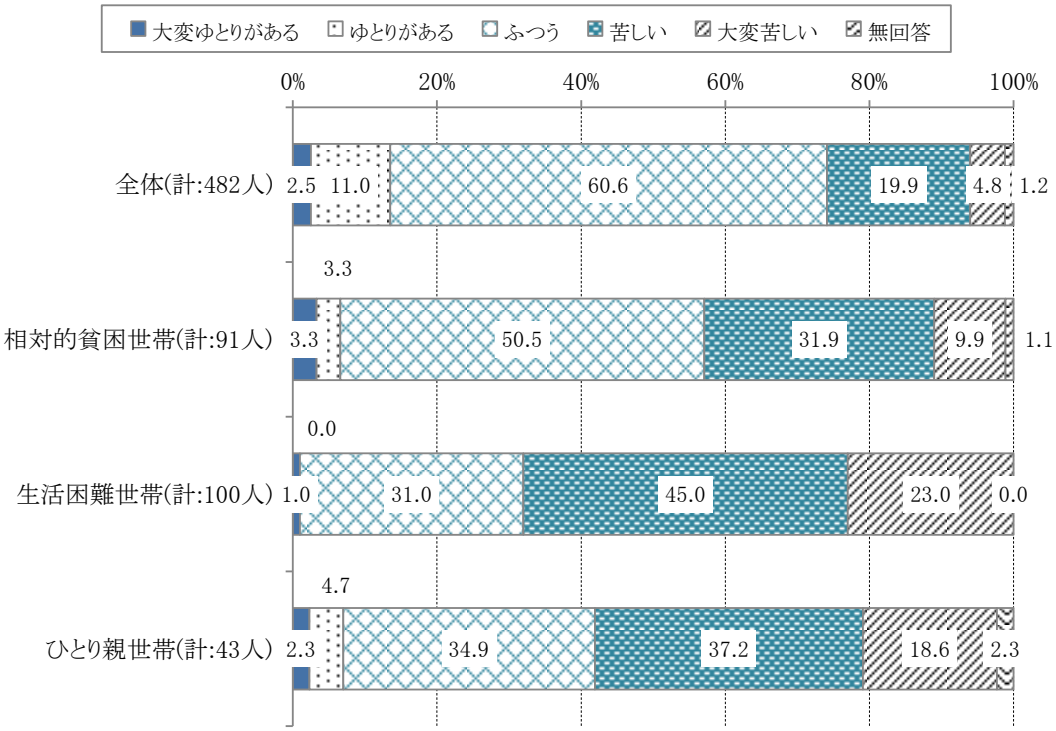

資料：「子どもの生活状況調査報告書（アンケート調査結果からみる八女市の子どもをめぐる「生活困難世帯」の姿)」(令和３年９月)

図表 ２２　新型コロナウイルスの影響により家計はどう変化したか

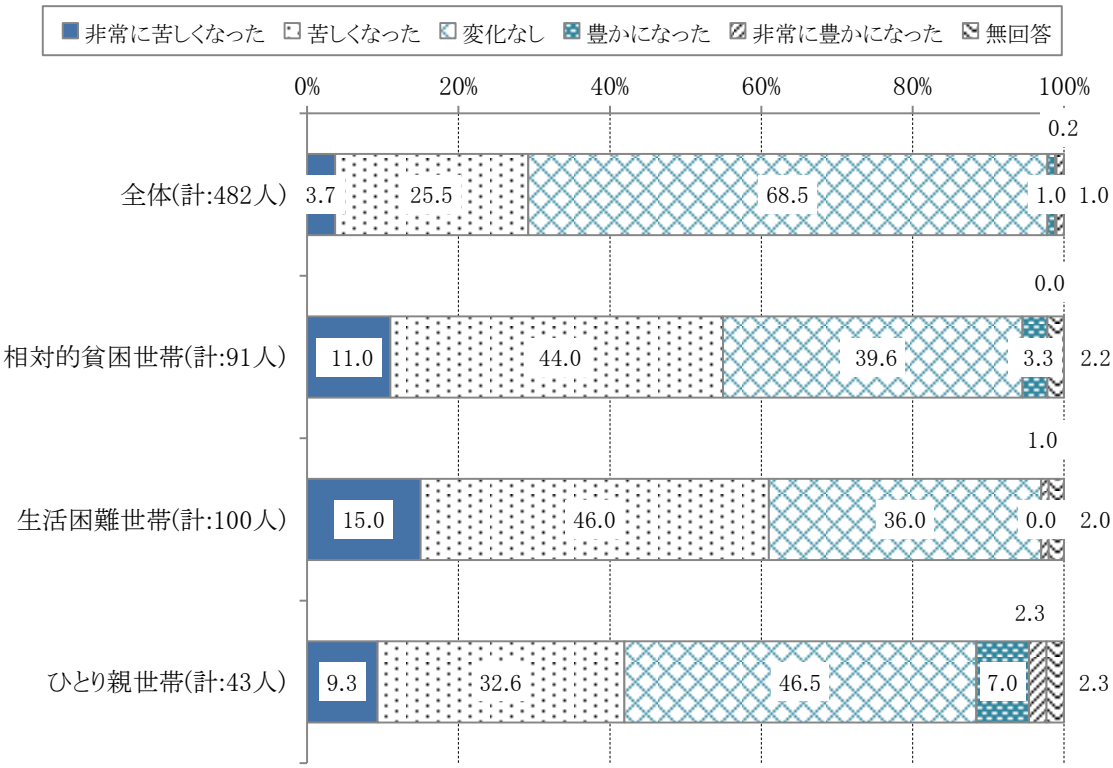

資料：「子どもの生活状況調査報告書（アンケート調査結果からみる八女市の子どもをめぐる「生活困難世帯」の姿)」(令和３年９月)

（２）今後の取組

主な事業	内　容	担当課
生活困窮者自立支援制度	生活保護を受給していない、経済的に困難な状況にある世帯の人に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業による支援を行います。	福祉課
保育園、認定こども園等への優先入所	ひとり親家庭の入園基準を優先に選考し、親の就労支援を行います。	子育て支援課
地域学校協働活動事業	地域のボランティア等の協力により、放課後の小中学生を対象に学習支援や体験活動を行います。	社会教育課
こども食堂事業費補助事業	市内でこども食堂を運営する団体に対し、施設整備費、運営費を予算の範囲内で補助します。	子育て支援課
フードバンク事業の充実	複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に応じ、また自然災害などの緊急な支援を実施します。	社会福祉協議会
母子生活支援施設「ひまわり園」の運営	ＤＶや養育困難など、何らかの事情により生活に困難を抱えた母子の、日常生活に寄り添い、自立して社会生活が送れるよう支援します。	子育て支援課
妊婦健診費助成事業	母子健康手帳の交付とともに、妊婦健診を公費で受けられる補助券の発行や、保健師による相談、各種の情報提供を行います。	子育て支援課
市営住宅への入居の充実	市営住宅の入居について、子育て世帯を対象として募集をするなど、質の良い住宅の提供に努めます。	定住対策課
ファイナンシャルプランナー納税相談事業	生活困窮が原因による滞納者を対象とした、ファイナンシャルプランナーによる生活再建型の納税相談を実施し、滞納世帯を安定した生活に導きます。	税務課

主な事業	内　容	担当課
子供の居場所づくり 【新規】	生まれ育った環境にかかわらず、様々な子どもたちが穏やかに過ごし、生活や学びの経験を享受できるような居場所づくりを行う団体を支援します。	子育て支援課
産後ケア事業 【新規】	母子保健法が改正されたことを受け、令和３年４月からこれまで出産後４か月未満であった対象者を１年未満まで拡大するとともに、事業を追加するなどの拡充を図ります。	子育て支援課
環境の多様性を認識した母子保健サービス実施 【新規】	すべての子どもが健やかに育つ社会の実現のために、疾病や障がい、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を認識した栄養指導を含む母子保健サービスを展開します。	子育て支援課
就学前児童と保護者の生活習慣習得支援 【新規】	就学前児童と保護者に対し、生活習慣習得のための支援を行います。	子育て支援課
ヤングケアラーへの支援 【新規】	学校等との情報共有に努め、本来大人が担うと想定されている家事・育児・介護等を日常的に行っているヤングケアラーの早期発見に努め、福祉サービス事業所等と連携し、支援の充実を図ります。	子育て支援課
セルフネグレクトや声を上げにくい人への支援 【新規】	閉じこもって誰とも会おうとしない子育て中の人や、問題を改善する意欲を失っている人、支援を拒否する人、声を上げにくい人に対して、関係各課と連携し支援します。	子育て支援課

（参考：県実施事業）

主な事業	内　容	担当課
養育里親制度	県では、長期的に継続した高度な支援が期待できる民間のフォスタリング機関を活用し、質の高い里親養育を提供し、子どもの健やかな成長を保障しています。市もこの養育里親制度等、社会的養護施策の普及啓発に努めます。	福岡県
ひとり親家庭の住宅支援資金貸付による自立支援	県では、ひとり親家庭の親及び寡婦が住宅の建築、購入などを行う場合に、必要な経費について貸付けを行っています。市もひとり親家庭住宅支援資金貸付事業の周知に努めます。	福岡県 社会福祉協議会

主な事業	内　容	担当課
ひとり親家庭に対する相談支援体制強化事業	県では、ひとり親家庭を対象に、ひとり親サポートセンターにおいて、養育費に関する法律相談などを行いっています。市もひとり親サポートセンターの周知に努めます。	福岡県

（３）評価指標

【アウトカム指標：取組の結果として表れる効果・成果】

指標項目	現　状		目 標 値 （令和６年度）
現在の暮らしを「苦しい」「大変苦しい」と感じているひとり親世帯の割合	55.8% （全体値　24.7%）		20.0%
小学生の生活の平均満足度（８点以上）	全体	63.0%	65.0%
	相対的	58.8%	
	生活困難	61.5%	
	ひとり親	40.9%	
中学生の生活の平均満足度（８点以上）	全体	50.0%	60.0%
	相対的	48.7%	
	生活困難	56.8%	
	ひとり親	50.0%	
子育て中の親のうち、「重要な事柄の相談」で頼れる人がいない人の割合	3.3%		0.0%

現状： 子どもの生活状況調査報告書（令和３年９月）

【進捗指標：年次の取組状況】

取組項目	現　状	目 標 値 （令和６年度）
家庭児童相談室の相談件数	462 件 延べ 4,852 件	500 件 延べ 5,000 件
生活困窮者自立支援制度（自立相談支援事業、住宅確保給付金事業、家計相談支援事業）の相談件数	126 件	150 件
自立相談支援事業のプラン作成件数	17 件	20 件

現状：令和２年度実績

３．保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

（１）現状と課題

本市のひとり親世帯における等価可処分所得の平均は 105.3 万円となっており、国が定義する相対的貧困の境界である 126.7 万円を大幅に下回ります。この理由としては、ひとり親世帯の 93.0%が母子世帯であることが挙げられます。

国の調査では、母子家庭の年間収入は父子家庭の 57.9%に過ぎないことが報告されており、サンプル数が少ないため標本誤差があるものの、本市の状況も同様の結果となっています。

本市は、「第５次八女市男女共同参画行動計画」において、特に母子家庭は子どもの育児や家事のために親の雇用形態がパートタイムなどの非正規であることが多く、経済的にも精神的にも不安定な状況に置かれがちであることを踏まえ、その影響を断ち切るための支援を明記し、推進しているところです。

本計画は、男女共同参画行動計画や子ども・子育て支援事業計画等の関連計画と連携し、就労支援のみに限定せず、家事援助や保育サービスの提供などの日常生活の支援とともに、企業における柔軟な働き方の推進による労働環境の整備を進める必要があります。

ふたり親世帯についても、低所得で生活が困難な状態にある世帯に対して、職業訓練による技能、知識の習得など、状況に応じたきめ細かい支援をしていくことが必要です。保護者の就労機会を確保するだけではなく、家庭の事情を踏まえた働き方を選択し、仕事と両立しながら安心して子どもを育てることができるよう、また、家族がゆとりを持って接する時間が少しでも多く持てるよう、適正な労働環境の整備が求められます。

新型コロナウイルス感染症が雇用情勢に及ぼす影響は今後も注視していくことが必要であり、雇用の維持確保に向けた支援と再就職の支援の両面からの取組が重要となってきます。

（２）今後の取組

主な事業	内　容	担当課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の保護者を対象に、就業につながる能力開発のために受講した講座の受講料を補助します。	子育て支援課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の保護者を対象に、就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活費負担を軽減するため、給付金を給付します。	子育て支援課
就労支援機関との連携強化	児童扶養手当の現況届に際して、ひとり親サポートセンターが実施する各種の研修会・講習会等の情報提供や、ハローワークの相談窓口を設けます。 　また、家庭内に障がいをお持ちの方がいらっしゃる場合等は、八女地区障害者基幹相談支援センター「リーベル」等と連携しながら支援を進めます。	子育て支援課
雇用の維持確保支援及び再就職の支援 【新規】	新型コロナウイルス感染症対策が雇用情勢に及ぼす影響を踏まえ、労働行政機関と連携しながら、雇用の維持確保支援、再就職の支援及び情報提供等を実施します。	企業誘致課
就労準備段階の人への支援 【新規】	生活困窮者の就労に向けた支援を充実・強化するため、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業により、生活困窮世帯の就労準備段階（一般就労に従事する準備段階）の人への支援を実施します。	福祉課

（参考：県実施事業）

主な事業	内　容	担当課
ひとり親サポートセンター、若者サポートステーション	県はひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供等の実施（ひとり親サポートセンター、若者サポートステーション等）を実施しており、市はこれらの周知に努めます。	福岡県
就労支援や復学・就学のための情報提供の充実	県は学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、職業に就けず悩んでいる若者（15 歳～49 歳）を対象に職業的自立など将来に向けた取り組み、若者サポートステーション（通称：福岡サポステ）を行っています。市でもこれらの周知に努めます。	福岡県

（３）評価指標

【アウトカム指標：取組の結果として表れる効果・成果】

指標項目	現　状	目 標 値 （令和６年度）
働きたいが希望する仕事がない人の割合 （父母合計）	25.0%	10.0%

現状： 子どもの生活状況調査報告書（令和３年９月）

【進捗指標：年次の取組状況】

取組項目	現　状	目 標 値 （令和６年度）
ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金事業の申請件数	６件	10 件
児童扶養手当受給者の就職割合 （支援対象者数に対する就職者数） ※八女地域生活保護受給者等就職自立促進事業地方自治体別実施計画進捗状況による（ハローワーク作成）	94.1% 就職者数 32 人 支援対象者数 34 人	100% 就職者数 40 人 支援対象者数 40 人

現状：令和２年度実績

４．経済的支援

（１）現状と課題

本市の調査では、厚生労働省が公表している算出方法に準じて相対的貧困世帯を定義し分析しました。その結果、調査に回答いただいた世帯のうち、相対的貧困世帯にあたる世帯の割合は 20.4%となっています。

また、過去 1 年で公共料金の不払いを経験したひとり親世帯は、電気料金、水道料金で、ともに 9.3%、ガス料金で 11.6%となっており、ひとり親世帯全体の 1 割前後が公共料金の不払いを経験していることがわかります。

保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、家庭での生活が日々安定したものになるために、各種手当や貸付けなど複数の支援制度により、子育て世帯の生活を下支えしていく必要があります。

特に、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた保護者の不安は家庭環境の悪化につながり、子どもの心身にも大きく作用することから、経済的に安心して生活できるよう家庭を支えていくことが重要です。新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮する家庭に対して、必要な支援が行き届くよう、情報提供体制の充実を図っていくことが求められます。

（２）今後の取組

主な事業	内　容	担当課
奨学金制度の充実	学費の支払いが困難と認められる生徒に対して、将来、社会に貢献しうる人材育成のため奨学金を給付します。	学校教育課
子ども医療対策事業	乳幼児から中学生までの入院費用および通院費用の全部もしくは一部を助成します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療対策事業	ひとり親家庭等の対象者に、医療費の一部助成を行います。	子育て支援課

主な事業	内　容	担当課
入学祝金事業	児童・生徒の入学等に際し、小学校等は１人あたり３万円、中学校等は１人あたり５万円を支給し、保護者の入学等の費用に対する負担を軽減します。	学校教育課
要保護・準要保護児童・生徒就学援助事業	児童・生徒がいる要保護及び準要保護世帯を対象に、学用品、給食費、修学旅行費などの経費の一部を援助します。	学校教育課
若年世帯等家賃等支援補助事業	市内に転入（転居）した若年世帯（ひとり親世帯を含む）に対し、家賃または引っ越し費用の一部を補助します。	定住対策課
児童手当支給事業	中学校卒業までの子どもがいる家庭を対象に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童のすこやかな成長に資するため、手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当支給事業	高校卒業までの子どもがいるひとり親家庭等を対象に、ひとり親の生活の安定を図り、自立を促進するため、手当を支給します。	子育て支援課
特別児童扶養手当支給事業	心身に障がいのある 20 歳未満の児童等の保護者を対象に、障がいのある児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。	子育て支援課
生活福祉資金貸付事業	低所得障がい者等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにするのための資金貸付を行います。	社会福祉協議会
育児支援こどものごはん提供事業 【新規】	本市の保育所、幼稚園等に通う３歳以上児の給食のうち、主食（ごはん）の提供にかかる費用に対して各施設に補助を行うことで完全給食の実施を推進し、食の衛生確保及び保護者の負担軽減を図ります。	子育て支援課

主な事業	内　容	担当課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談事業 【新規】	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進を図るための母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の貸付にあたって、事前に面接にて相談を受け付けます。	子育て支援課
生活困窮世帯の住宅入居の際の保証人制度の検討 【新規】	生活の困窮などにより、賃貸住宅に入居する際の保証人が確保できない人に対して、家主・不動産業者、保証業者等と債務保証契約を締結するなどの居住支援を行います。	社会福祉協議会
感染症拡大防止等の影響を受け、経済的に困窮する家庭への支援情報提供 【新規】	新型コロナウイルス感染症拡大防止等の影響を受け、経済的に困窮する家庭への支援情報の提供に努めます。	福祉課

(参考：県実施事業)

主な事業	内　容	担当課
ひとり親サポートセンターの周知	県では、ひとり親家庭を対象に、ひとり親サポートセンターにおいて、養育費に関する法律相談などを行っています。市もひとり親サポートセンターの周知に努めます。	福岡県

（３）評価指標

【アウトカム指標：取組の結果として表れる効果・成果】

<table>
<tr><th>指標項目</th><th colspan="2">現　状</th><th>目 標 値
（令和６年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="5">支援事業の利用について「利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから」「利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから」と答えた人の割合</td><td>就学援助</td><td>1.3%</td><td rowspan="5">0.0%</td></tr>
<tr><td>生活保護</td><td>0.4%</td></tr>
<tr><td>生活困窮者の自立支援相談窓口</td><td>0.9%</td></tr>
<tr><td>児童扶養手当</td><td>0.5%</td></tr>
<tr><td>母子家庭等就業・自立支援センター</td><td>1.6%</td></tr>
<tr><td>いざという時のお金の援助で頼れる先として「相談・支援機関や福祉の人」と回答した子育て中の親の割合</td><td colspan="2">1.8%</td><td>10.0%</td></tr>
</table>

現状： 子どもの生活状況調査報告書（令和３年９月）

【進捗指標：年次の取組状況】

取組項目	現　状	目 標 値 （令和６年度）
市県民税非課税世帯の経済的負担軽減のため、保育所・幼稚園・認定こども園等の保育料のさらなる負担軽減を行った割合	約 43.0%	約 45.0%
要保護・準要保護児童・生徒就学援助事業の周知割合	100.0%	100.0% （維持）

現状：令和２年度実績

参考資料

１．用語集

＜ア行＞

SDGｓ

2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

＜カ行＞

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

国民生活基礎調査

国民生活基礎調査は、保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする統計調査。国勢調査などと同様に、統計法に基づく、基幹統計として指定されている、国の最も重要な調査の一つ。

子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる子ども・子育て関連３法）に基づき、幼児期の学校教育や保育の総合的な提供、保育の量の拡充や教育・保育の質の向上、地域の子育て支援の充実を進めていく制度。

コミュニティ・スクール

保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することを通じて、地域とともにある学校づくりを進める学校運営協議会制度。

＜サ行＞

里親

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を、都道府県知事が適当と認めた個人の家庭（里親）に一時的に又は継続的に委託して養育する制度。なお、里親等とは、里親及びファミリーホームのことを指す。

児童相談所

児童に関する様々な問題について、家族などからの相談に応じ、診断、判定を行い、児童を一時保護し、又は児童福祉施設、里親等への措置等最も効果的な処遇を行い、児童の福祉を図るとともにその権利を保護する機関。

児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

社会的養護

保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

就学援助制度

学校教育法上の実施義務に基づき、各市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品の支給などの援助を行う制度。

小規模保育

比較的小規模で家庭的保育に近い雰囲気の下で実施するきめ細かな保育。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

スクールカウンセラー

学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立の支援を目的とした法律。県や市が設置する相談窓口において、生活困窮者からの相談に幅広く応じ、様々な事業の活用や関係機関との連携などにより、就労その他の自立に向けた支援を行う。

精神保健福祉士

精神障がい者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障がいの医療を受け、又は精神障がい者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う国家資格を有する者。

相対的貧困率

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合をいう。なお、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。また、「子どもの貧困率」とは、子ども（17 歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいう。

＜ナ行＞

ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。また、セルフネグレクトは、生活環境や栄養状態が悪化しているのに、それを改善しようという気力を失い、周囲に助けを求めない状態を指す。

＜ハ行＞

ピアサポート

ピア「Peer」・サポート「support」とは、仲間（ピア）同士で支え合うという意味であり、同年代の人達が対等な立場で同じ仲間として支え合うということ。

放課後児童クラブ

仕事などで、昼間保護者のいない子どもたちを対象に、学校の空き教室や児童館、集会所などで放課後、健全に充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う事業。

母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母等の自立を促進するため、就業相談、技能習得、就業情報提供に至るまでの一貫した就業支援サービスなどを提供する事業。

＜ヤ行＞

ヤングケアラー

本来は大人が担うべき家事や家族の世話、介護等を行っている 18 歳未満の子どものこと。本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築できなくなったりしている子どもたちのこと。

2．子どもの生活状況調査結果抜粋

第４章　子どもの貧困対策推進計画の評価指標等に関するデータを抜粋して掲載しています。調査報告の詳細については八女市公式ホームページをご覧ください。

評価指標：教育の支援（24 頁）

学校の授業がわからないことがありますか。

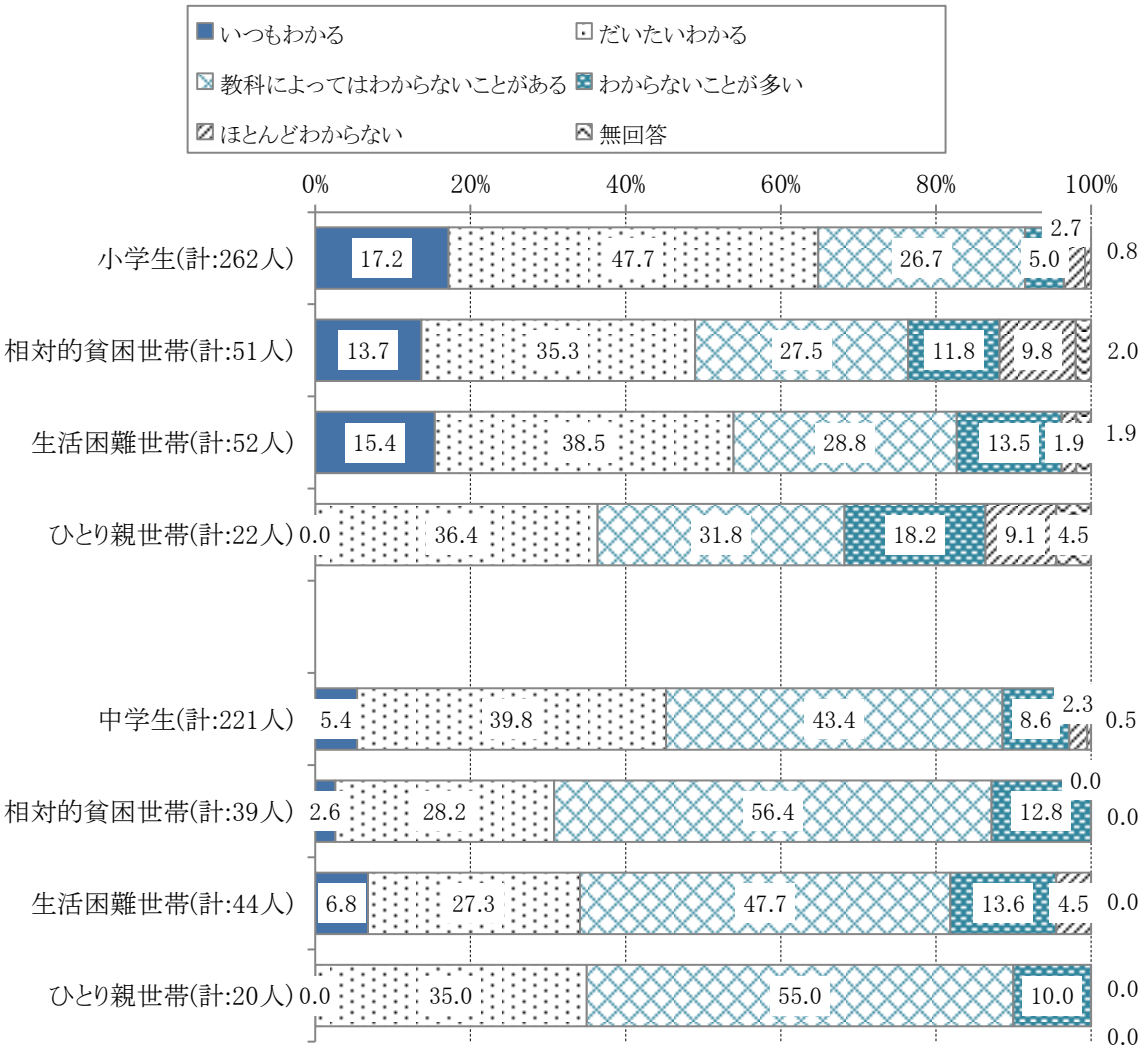

●学校の授業が「いつもわかる」「だいたいわかる」と回答した中学生の割合は 45.2%である一方、相対的貧困世帯では 30.8%となっており、また、「わからないことが多い」との回答も 12.8%あることが分かります。

ふだんから「自分はここにいていいんだ」「自分は今のままの自分でいいんだ」「自分の頑張りには価値がある」などと思えますか。「0」（まったくそう思わない）から「10」（とてもそう思う）の数字で答えてください。

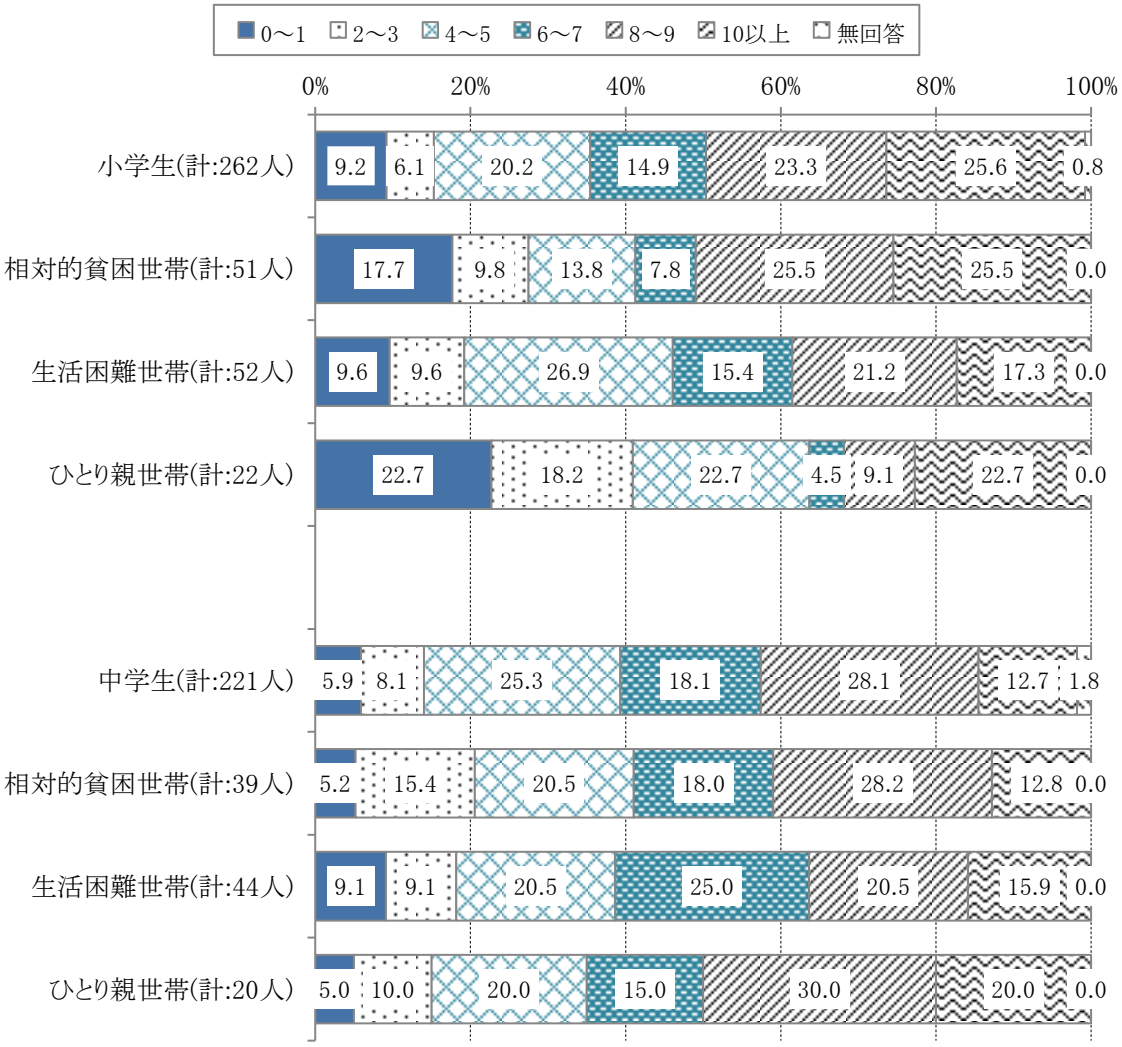

●ふだんから、「自分はここにいていいんだ。」「自分は今のままの自分でいいんだ。」「自分の頑張りには価値がある。」などと思えるかという問いかけによって、自己肯定感の状況をたずねたところ、自己肯定感が 5 点以下の人の割合は、小学生では 35.5%、中学生では 39.3%となっています。属性別にみると、中学生については大きな傾向はみられませんが、小学生では生活困難世帯、ひとり親世帯の自己肯定感が比較的低い傾向がみられます。

全体として、あなたは最近の生活にどのくらい満足していますか。「0」（まったく満足していない）から「10」（十分に満足している）の数字で答えてください。

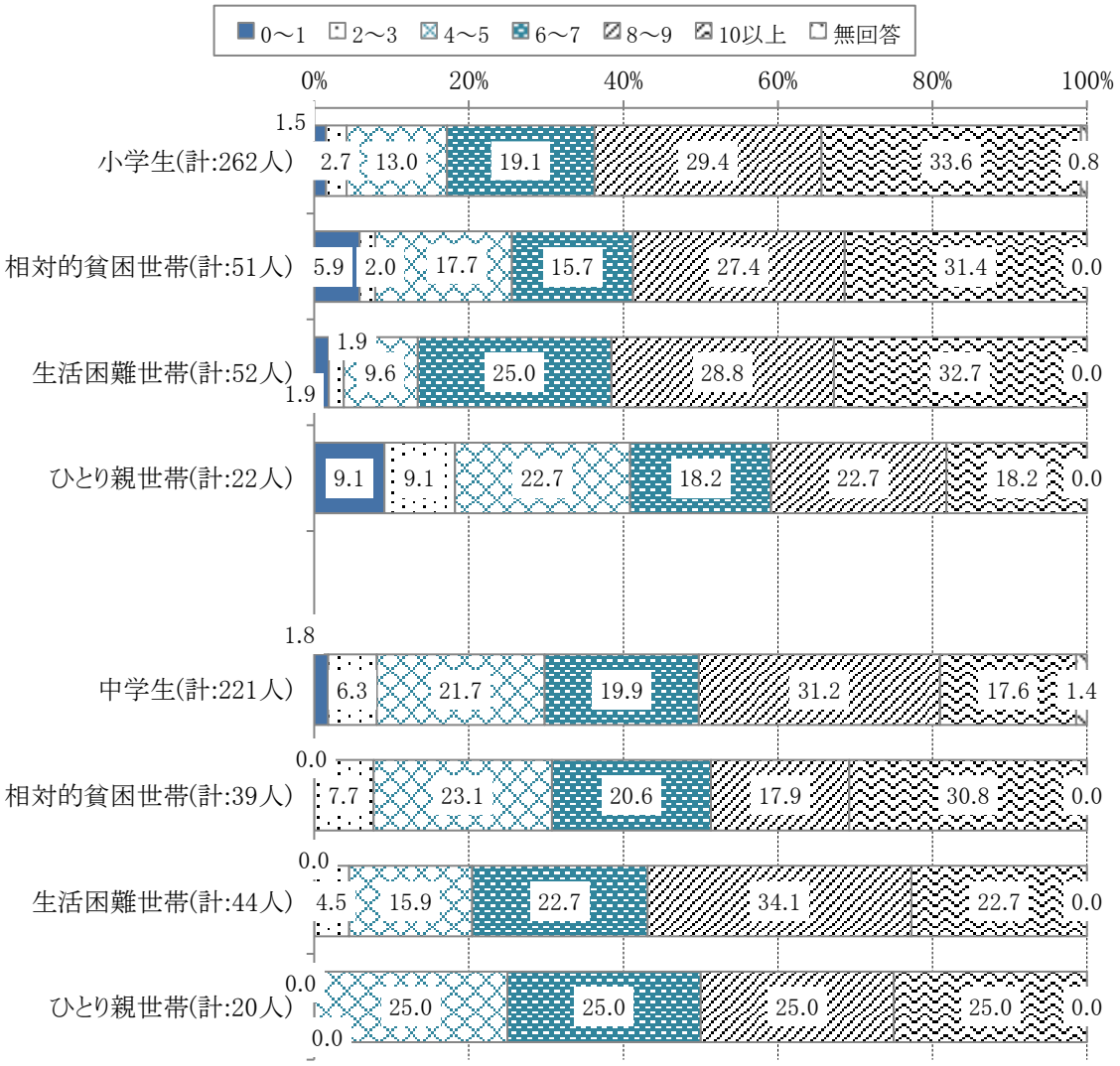

●最近の生活に対する満足度が 5 点以下の人の割合は、小学生では 17.2%、中学生では 29.8%となっており、成長につれて満足度が低下する傾向にあります。小学生は、相対的貧困世帯（25.6%）やひとり親世帯（40.9%）で満足度が低い人の割合が比較的高くなっている一方、中学生では大きな傾向はみられません。

評価指標：生活の安定に資するための支援（29 頁）

次に挙げる事柄で頼れる人はいますか。

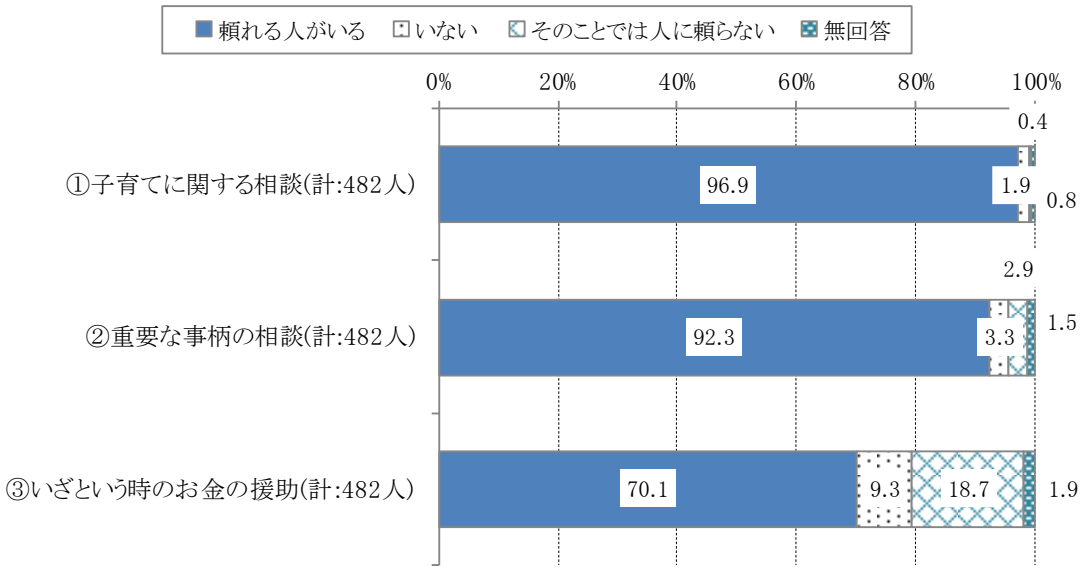

●頼れる人の有無をたずねたところ、「頼れる人がいる」と回答した人の割合が最も高いのは「子育てに関する相談」であり、96.9%となっています。次いで、「重要な事柄の相談」（92.3%）、「いざという時のお金の援助」（70.1%）と続いています。

●「いざという時のお金の援助」については、頼れる人が「いない」と回答した人が9.3%と比較的多いことに加え、「そのことで人に頼らない」と回答した人の割合が18.7%存在することが特徴的です。お金に関係することで以後の人間関係が失われてしまったり、身近な人に頼ることに精神的な抵抗を感じたりする人が多いことが窺えます。このことから、緊急時に経済的な支援をすることは自助、互助以外の手段を用意しておくことが大切であることが分かります。

評価指標：経済的支援（36 頁）

いざという時のお金の援助で頼れる人はだれですか。

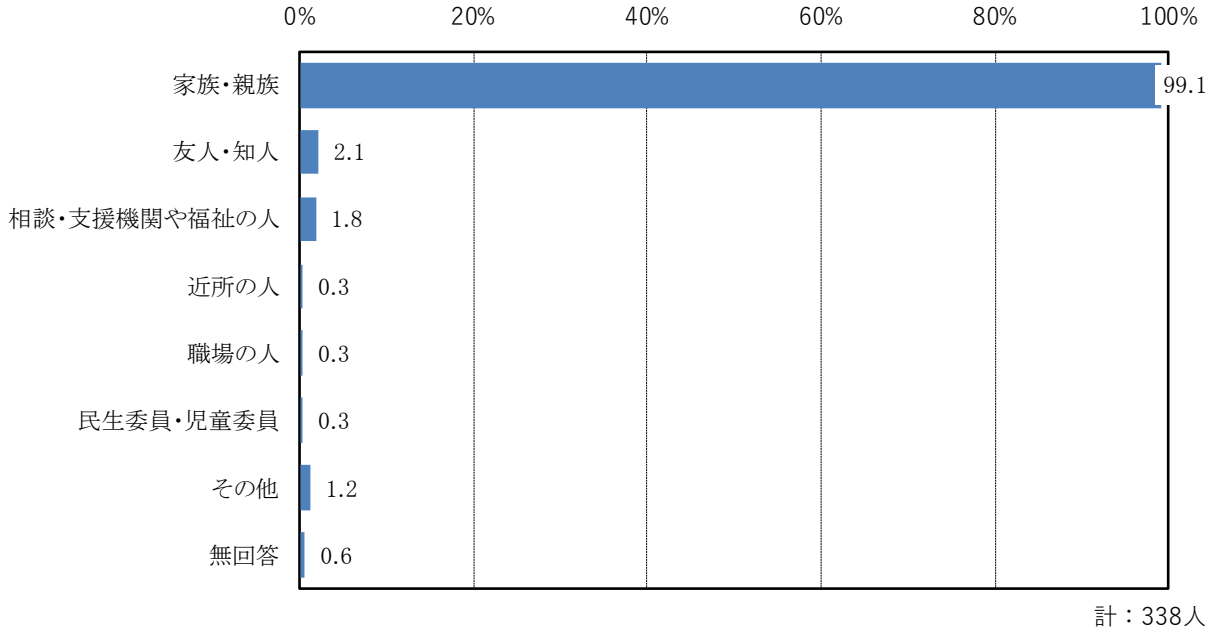

●「頼れる人がいる」場合に、その人はだれかとたずねたところ、「家族・親族」と回答した人が最も多く、99.1%となっています。次いで、「友人・知人」（2.1%）、「相談・支援機関や福祉の人」（1.8%）と続いています。

評価指標：保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援（32 頁）

働いていない理由を教えてください。

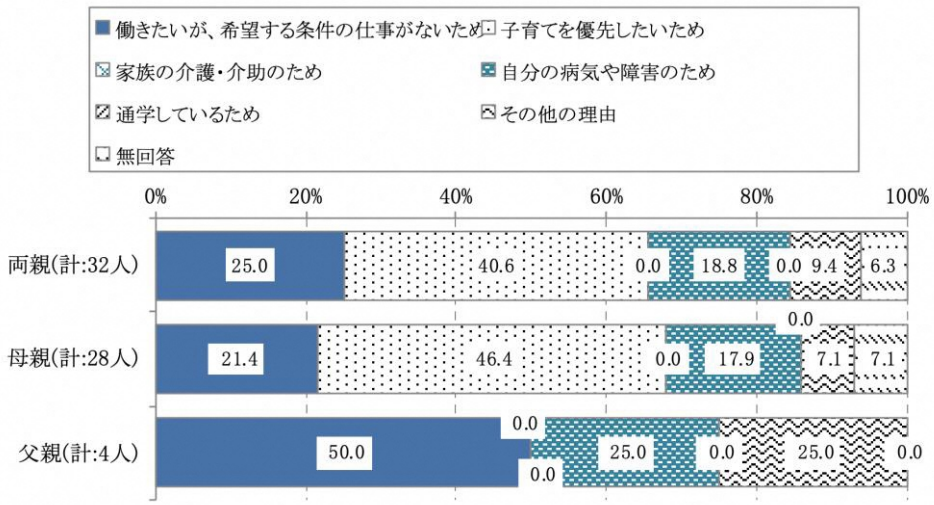

●「働いていない」と答えた人に、働いていない最も主な理由をたずねたところ、母親は、「子育てを優先したいため」と回答した人の割合が最も高く、46.4%となっています。次いで、「働きたいが、希望する条件の仕事がないため」（21.4%）、「自分の病気や障害のため」（17.9%）と続いています。

支援制度を利用したことがない理由は何ですか。

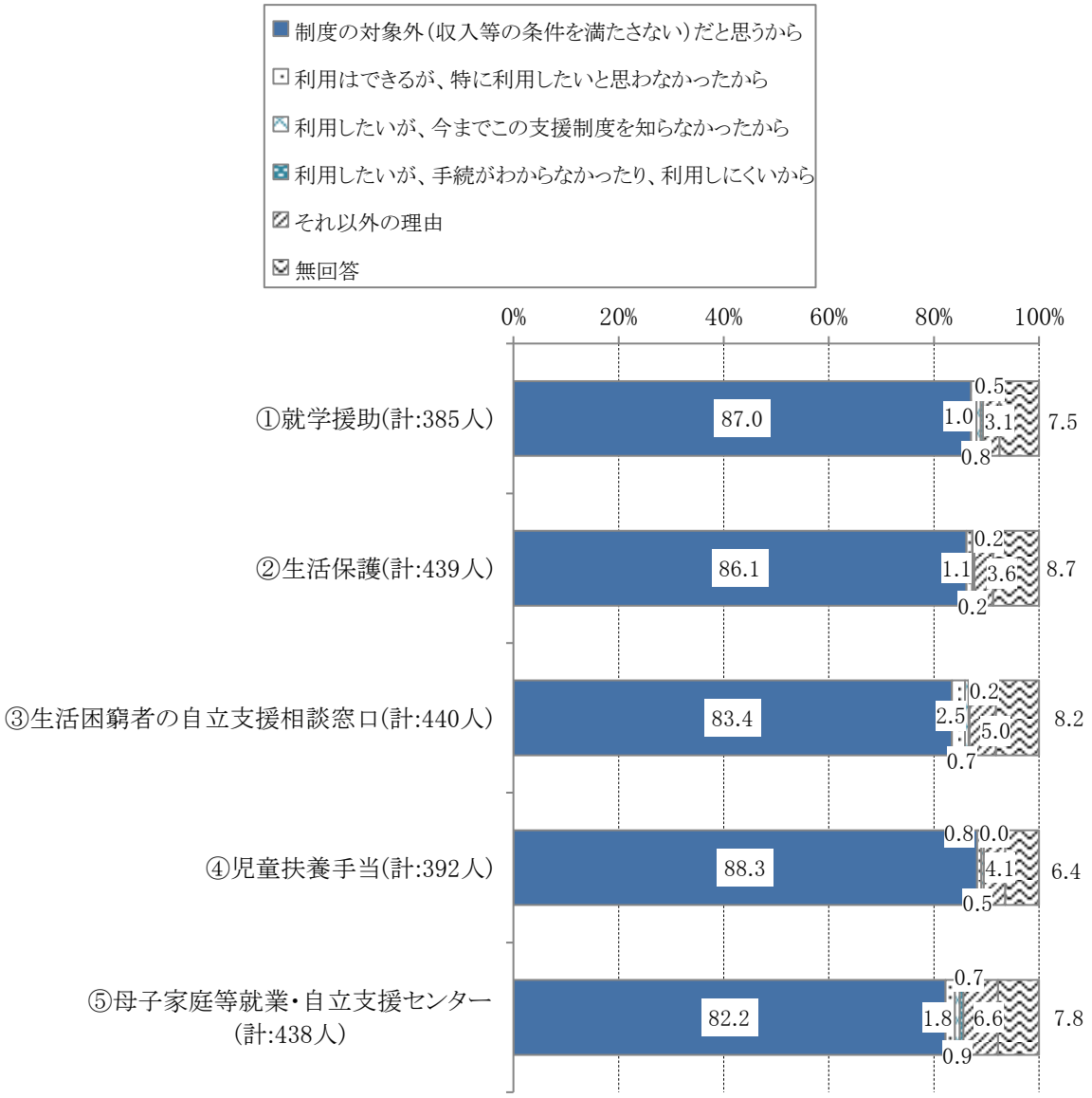

●制度を利用したことがない人に、その理由をたずねたところ、ほとんどの人が「制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから」と回答しています。

３．八女市子どもの貧困対策推進計画策定委員会委員名簿

区分	所属	委員氏名
八女市民生委員児童委員連絡協議会の代表者	八女市民生委員児童委員連絡協議会　主任児童委員部	江﨑　直美
子育て支援に関し知識及び経験を有する者	西南女学院大学短期大学部	末嵜　雅美
子育て支援に関し知識及び経験を有する者	八女市地域子育て支援センター運営委員会	髙田　悦也
子育て支援に関し知識及び経験を有する者	チャイルドサポートネットワーク代表	下川　京子
障がい者支援に関し知識及び経験を有する者	八女市障がい者基幹相談支援センター	牛嶋　文子
子どもの保護者	長峰保育所保護者	田中　信行
子どもの保護者	八女市黒木地区学童保育所連合会	橋本　麻衣子
子どもの保護者	PTA 連合会代表	西村　恵子
職員（保育所）	みつとも保育園園長 （八女市保育協会）	佐々木　摂
職員（公立学校）	福島小学校	安達　浩文
職員（幼稚園）	福島幼稚園	調　正道
その他市長が認める者 （地域の実情を把握する者）	八女市社会福祉協議会	中村　哲也
その他市長が認める者	教育部	原　信也
その他市長が認める者	健康福祉部	橋本　妙子

４．子どもの貧困対策推進計画策定委員会要綱

○八女市子どもの貧困対策推進計画策定委員会要綱

平成２８年５月２７日決裁
改正　平成２９年３月１日決裁
平成３０年３月２８日決裁

（設置）
第１条　子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成２５年法律第６４号）第４条の規定に基づき、市が策定する子どもの貧困対策推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に当たり広く意見を聞くため、八女市子どもの貧困対策推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。
（１）　推進計画の策定に当たり行うアンケートの内容及び結果報告に関すること。
（２）　推進計画の骨子及び素案に関すること。
（３）　推進計画のパブリックコメントに関すること。
（４）　前３号に掲げるもののほか、調査又は審議を必要とする事項
（組織）
第３条　委員会は、委員１５人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
（１）　八女市内まちづくり協議会の代表者
（２）　八女市民生委員児童委員連絡協議会の代表者
（３）　子育て支援に関し知識及び経験を有する者
（４）　障がい者支援に関し知識及び経験を有する者
（５）　八女市内保育所、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に限る。）に通う子どもの保護者
（６）　八女市内保育所、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に限る。）の職員
（７）　前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者
（委員の任期）
第４条　委員の任期は、任命の日から計画策定の日までとする。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。
２　会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。
（補則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この要綱は、平成２８年６月１日から施行する。
（経過措置）
２　委員会の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、委員長が決定するまでの間は、市長が招集する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

５．子どもの貧困対策委員会要綱

○八女市子どもの貧困対策委員会要綱

平成２８年５月２７日決裁
改正　平成２９年１１月２日決裁
平成３０年３月２８日決裁
令和２年３月３１日決裁
令和４年３月２４日決裁

（趣旨）
第１条　子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成２５年法律第６４号）第４条の規定に基づき、八女市の状況に応じた貧困対策推進計画を策定し総合的に推進するため、八女市子どもの貧困対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　委員会は、八女市における子どもの貧困対策について、協議検討する。
（委員会の組織）
第３条　委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。
（１）　健康福祉部長
（２）　定住対策課長
（３）　商工振興課長
（４）　企業誘致課長
（５）　税務課長
（６）　市民課長
（７）　人権・同和政策・男女共同参画推進課長
（８）　福祉課長
（９）　子育て支援課長
（１０）　健康推進課長
（１１）　介護長寿課長
（１２）　上下水道局長
（１３）　学校教育課長
（１４）　社会教育課長
２　委員会に会長を置き、健康福祉部長をもって充てる。
（委員会の会議）
第４条　委員会は、会長が招集し、その議長を務める。
２　委員会は、必要に応じて関係団体の意見を求めることができる。
（ワーキングチーム）
第５条　会長は、必要に応じて委員会にワーキングチームを設置することができる。
２　ワーキングチームは、会長が指名する職員をもって組織し、必要に応じて会長が招集する。
（庶務）
第６条　委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。
（補則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会において別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年６月１日から施行する。

附　則（平成２９年１１月２日決裁）

この要綱は、平成２９年１１月２日から施行する。

附　則（平成３０年３月２８日決裁）抄

（施行期日）
１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により任命又は選出された委員又は役職は、改正後のそれぞれの要綱の相当規定により任命又は選出されたものとみなす。この場合において、その任命又は選出されたとみなされる者の任期は、この要綱の施行日における旧要綱の規定による委員又は役職としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附　則（令和２年３月３１日決裁）抄

（施行期日）
１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により任命又は選出された委員又は役職は、改正後のそれぞれの要綱の相当規定により任命又は選出されたものとみなす。この場合において、その任命又は選出されたとみなされる者の任期は、この要綱の施行日における旧要綱の規定による委員又は役職としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附　則（令和４年３月２４日決裁）抄

（施行期日）
この要綱は、令和４年３月２４日から施行する。

６．子どもの貧困対策の推進に関する法律

（平成 25 年 6 月 26 日法律第 64 号）
令和元年 6 月 19 日号外法律第 41 号
〔第 1 次改正〕

第一章 総則（第一条―第七条）
第二章 基本的施策（第八条―第十四条）
第三章 子どもの貧困対策会議（第十五条・第十六条）
附則
第一章 総則
（目的）
第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。
（基本理念）
第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。
２ 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
３ 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。
４ 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。
（国の責務）
第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
（地方公共団体の責務）
第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（国民の責務）
第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。
（法制上の措置等）
第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
（子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）
第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない
第二章 基本的施策
（子どもの貧困対策に関する大綱）
第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。
２ 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項
３ 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
４ 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。
５ 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。
６ 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。
（都道府県計画等）
第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
２ 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案し

て、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（教育の支援）
第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。
（生活の安定に資するための支援）
第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。
（保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援）
第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。
（経済的支援）
第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。
（調査研究）
第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。
第三章 子どもの貧困対策会議
（設置及び所掌事務等）
第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。
2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 大綱の案を作成すること。
二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。
3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
（組織等）
第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
附 則 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（検討）
第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則 （令和元年六月一九日法律第四一号）
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（検討）
2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

７．子供の貧困対策に関する大綱

子供の貧困対策に関する大綱（令和元年 11 月 29 日閣議決定）
～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～

第１ はじめに

（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定と改正）

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意の下、平成 25 年６月に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第64号。以下「法律」という。）が成立した。これを受け、子供の貧困対策に関する大綱（平成 26 年８月閣議決定。以下「前大綱」という。）において、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、政府では様々な取組を進めてきた。

さらに、令和元年６月、議員提出による子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 41 号）が成立した。同法による改正後の法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された。また、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されるとともに、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項として子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項が追加された。

（新たな大綱案作成の経緯）

政府は、平成 30 年 11 月、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、令和元年度内を目途に、新たな子供の貧困対策に関する大綱の案の作成を行うとともに、新たな大綱の案の作成に資するよう、子供の貧困対策に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）において、諸施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取することを決定した。

これを踏まえ、有識者会議において、計６回にわたり、貧困の状況にある子供及びその保護者を含め幅広く関係者から意見聴取を行い、様々な議論がなされた結果、令和元年８月に「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言された。

提言においては、前大綱に基づき各種の支援が進捗したこと、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたことや子供の貧困に対する社会の認知が一部で進んできたこと等については評価された。

他方で、現場には今なお支援を必要とする子供やその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど、その状況は依然として厳しいこと、各地域で子供の貧困対策として様々な取組が広がる一方で、地域による取組の格差が拡大してきたこと等について指摘がなされた。政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

（新たな大綱の策定の目的）

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。改正後の法律を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。

こうした基本的な考え方の下、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「本大綱」という。）を策定する。

第２ 子供の貧困対策に関する基本的な方針

１ 分野横断的な基本方針

（１）貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。

子供の貧困対策は、改正後の法律の目的規定（第１条）を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子供の現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子供が前向きな気持ちで夢や希望を持ち、我が国の将来を支える人材に成長していけるようにすることが重要である。

少子高齢化が進行する我が国においては、国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにすることが、活力ある日本社会の創造に直結するものとして、子供のことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく。

（２）親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、子供の心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつない

でいく必要がある。また、乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、子供のライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要である。さらに、子供が高校や大学等への進学を実現した後も、中途退学等により就業や生活の場面で困難を来す場合もあることから、子供の社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが必要である。

そのため、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関連機関における情報の共有、連携の促進を図る。

（３）支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供やその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続が分からない、積極的に利用したがらない等の状況も見られる。

こうした子供たちや家庭を早期に発見し、早期に対策を講じていくため、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化の推進等必要な体制づくりを引き続き進めていく。

また、支援に当たっては、親の健康状態の悪化により家庭が貧困の状況に置かれたり、家族の世話に追われる子供がいる、子供やその親に障害があったり、外国籍であるなどにより日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であることに留意する。

（４）地方公共団体による取組の充実を図る。

子供の貧困対策の推進のためには、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要があるが、中でも個別の子供に関する情報を多く保有する地方公共団体の役割は重要である。

生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定を促すとともに、地域の実情を踏まえた取組の普及啓発を積極的に進めていく。

市町村においては、福祉や教育等の取組の過程で得られた個別の子供の状況に関する情報を活用することにより、支援を要する子供を広く把握し、効果的に支援へつなげていけるよう、また都道府県においては、情報把握のサポートや連携、効果的な取組の広域展開が進むように支援していく。

2 分野ごとの基本方針

（１）教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、地域において支援に携わる人材やＮＰＯ等民間団体等が中核となって放課後児童クラブや地域福祉との様々な連携を生み出すことで、苦しい状況にある子供たちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。

また、将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートを強化するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

（２）生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。

子供の心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要である。しかしながら、貧困の状況にある家庭や子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、子供及びその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援等、生活の安定に資するための支援を実施する。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

（３）保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援を講じていく。保護者が社会から孤立して働けない場合は、自らの暮らしの見通しを立てる中で自立に向けた働き方を考えられるように支援する。

保護者の就労支援に当たっては、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努める。

また、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

（４）経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせてその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から重要である。ただし、子供に支援を届ける方法としては現物給付がより直接的であることや、子供の育ちに影響を与える家庭環境としては、金銭面だけでなく、親の働き方や子供との関わり方等の要素も大きいことも踏まえ、様々な支援を組み合わせてその効果を高めていく。

また、家庭の経済的困窮については、そもそも把握が難しいこともあることから、地方公共団体が、内部で保有する様々な情報の活用や関

係機関との連携により、支援が必要な世帯を把握していくことを促していく必要がある。

（５）子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。

子供の貧困対策の推進に当たっては、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体が子供の貧困に対する理解を深めることが欠かせない。

前大綱策定以来、子供の貧困に対する国民の認知は広がってきたが、子育てや貧困は家庭の自己責任という考え方も未だ根強く存在している。このため、まずは、行政、学校、保健福祉等の機関が率先して、子供の貧困が社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることをより一層明確に位置付けていく。

さらに、国全体で子供を応援するという機運を高め、どんな環境にあっても前向きに伸びようとする子供たちを支援する環境を社会全体で構築するため、国民運動として、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働を積極的に進める。

（６）今後５年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

改正後の法律では、施行後５年を目途として、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第２項）。

このことを踏まえ、本大綱では、今後５年間において政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第３ 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、別添のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

なお、子供の貧困に関する状況をより適切に把握できるようにするため、公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進める。

第４ 指標の改善に向けた重点施策

別添に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

１ 教育の支援

（１）幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

（幼児教育・保育の無償化）

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、子供の健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の充実は貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年 10 月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施する。

（幼児教育・保育の質の向上）

子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進する。保育士等の専門性を高め、キャリアアップが図られるよう、保育士等の給与状況を把握し、施策の効果を検証しながら更なる処遇改善に取り組む。

また、各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築し、幼児教育施設の教職員等への研修の充実や小学校教育との接続の推進を図る。

さらに幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

（２）地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

（スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等）

児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図る。特に、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等学校における専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する取組を推進する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門や放課後児童クラブと教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーについても、配置状況を踏まえ、配置時間の充実等専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指す。

さらに、子育てに悩みや不安を抱える保護者等、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、学校等と連携し、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。（再掲）

（学校教育による学力保障）

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、子供が学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図る。加えて、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新

講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促す。

（３）高等学校等における修学継続のための支援

（高校中退の予防のための取組）

高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要である。このため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実を図る。また、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組の普及を図る。

在学中の妊娠・出産を機に高校を中退する者もいるが、生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることについて、周知徹底を図る。さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレットの周知、教員向けの説明会の実施等により、各学校における発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

（高校中退後の支援）

高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体等の取組を支援・推進する。

学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長２年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

（４）大学等進学に対する教育機会の提供

（高等教育の修学支援）

高等教育段階においては、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないよう、令和２年４月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図る。

また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、引き続き無利子奨学金を適切に措置するとともに、返還が困難な者に対しては、返還月額の減額、返還期限の猶予、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」等の利用を促す。

あわせて、奨学金の緊急採用等、家計急変により修学困難となった学生に対する経済的支援についても引き続き取り組む。

さらに、学生宿舎の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供等を行う。

（５）特に配慮を要する子供への支援

（児童養護施設等の子供への学習・進学支援）

児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高校等受験を目指す中学生に対し、施設内に居住している大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子供の年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子供の状況に配慮した支援を行う。

また、児童養護施設等で暮らす子供の大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないよう、進学に際し必要な学用品費等の購入費や進学後の生活費等の支援を行う。

（特別支援教育に関する支援の充実）

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

（外国人児童生徒等への支援）

外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保され、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や日本語指導及び教科指導の充実、中学校・高等学校におけるキャリア教育等の包括的な支援を進める。

（６）教育費負担の軽減

（義務教育段階の就学支援の充実）

義務教育段階においては、学校教育法第 19 条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。国としては、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表することで、就学援助の適切な運用を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。また、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促す。

平成 29 年度から、国庫補助事業において小学校就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町村の入学前支給の実施を促す。

（高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減）

全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給するとともに、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。また、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」等について、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

さらに、高等学校等における家計急変世帯への授業料減免支援についても引き続き取り組む。

（生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減）

都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得者世帯の子供が高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付けを行う。

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。生活保護世帯の子供が大学等に進学した際に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付する。また、生活保護世帯の子供が、大学進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子供の分の住宅扶助額を減額しないこととする。

大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計改善支援を実施する。

（ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減）

ひとり親家庭の子供が、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないよう、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を引き続き実施する。

また、ひとり親家庭の子供が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用への支援を引き続き実施する。

（７）地域における学習支援等

（地域学校協働活動における学習支援等）

地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実を図る。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているＮＰＯやフリースクール等と各地方公共団体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

また、こうした学校教育以外の学習支援には、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待されるところであり、信頼できる大人との出会いの場となるよう、多様な地域住民の参画を促す。

加えて、スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によるものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進する。

（生活困窮世帯等への学習支援）

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供の学習習慣の定着等に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

（８）その他の教育支援

（学生支援ネットワークの構築）

悩みを抱える学生を支援するネットワークの構築のため、学生相談室等を中心とした保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等の連携、カウンセラー等の専門家の活用、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

（夜間中学の設置促進・充実）

夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

（学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保）

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

（多様な体験活動の機会の提供）

民間の企業が実施する優れた体験活動の取組等に対する表彰事業を実施することにより、民間の企業の青少年に対する体験活動事業への積極的な参画を促す。

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

さらに、地域学校協働活動を推進する中において、多様な民間企業・団体・大学等によるスポーツ、ものづくり、文化芸術等の教育プログラムの実施を推進する。

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

２ 生活の安定に資するための支援

（１）親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援

（妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の場の活用や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、養育支援訪問事業による訪問等

により、保護者から養育についての相談を受け、助言等を行う。また、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を行う。なお、妊産婦等からの相談に応じ、健康診査等の「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、子育て世代包括支援センターについては、その設置を促進し、令和２年度末までに全国展開を目指す。

（特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援）

妊娠期からの支援を行い、安定的な生活が営めるよう、予期せぬ妊娠等により、不安を抱える若年妊婦、特定妊婦等を支援するため、女性健康支援センターにおける産科同行支援を実施するほか、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、若年妊婦等への支援に積極的なＮＰＯ等との連携によるアウトリーチや、ＳＮＳを活用した相談支援等を実施する。また、当該妊婦等を次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等に係る支援を行う。あわせて、妊娠の届出や母子健康手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に養育支援訪問事業等の適切な支援を行う。さらに、婦人相談所において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、母子生活支援施設への一時保護委託や婦人保護施設への入所措置を行うなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行い、自らの子供を養育することを希望する未婚の妊産婦等に対しては母子生活支援施設等を活用し、親が自立できるまでの生活全般の支援を行う。また、支援を必要とするひとり親家庭等については、民間団体の活用等による見守り支援等を推進する。

（２）保護者の生活支援

（保護者の自立支援）

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、生活困窮者及び生活保護受給者のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施する。

加えて、生活困窮者及び生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施する。生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進する。

ひとり親家庭については、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等サービスの提供等による生活支援を推進する。

（保育等の確保）

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「子育て安心プラン」に基づき、令和２年度末までに待機児童解消を図り女性就業率８割に対応できるよう、約 32 万人分の保育の受け皿を確保する。また、放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、着実にその整備を進めるとともに、対象となる児童が家庭の事情にかかわらず利用できるよう、引き続き市町村等に対する必要な財政支援を講じていく。

都道府県等で実施する保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で具体的な研修内容の例として「子どもの貧困」に関する対応を盛り込み、担当職員の専門性の向上を図る。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、「社会福祉」及び「子ども家庭福祉」について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

（保護者の育児負担の軽減）

子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園以外のその他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実を図る。

また、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。

（３）子供の生活支援

（生活困窮世帯等の子供への生活支援）

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行う。（再掲）

また、育児と仕事を一手に担うひとり親家庭について、子供に対するしつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、ひとり親家庭の子供の基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

（社会的養育が必要な子供への生活支援）

生活基盤が不十分なため、親が自分で子供を育てられない場合においても、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう支援する。このため、平成 28 年の児童福祉法改正において法定化された「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、里親の開拓や里親教育、特別養子縁組等を進める。

また、家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされる子供に対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高い子供等、生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援する。

（食育の推進に関する支援）

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子 21（第２次）」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図る。保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

特に、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参照し、専門性をいかしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。児童養護施設等で暮らす子供においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていない場合があることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、子供の発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進する。

ひとり親家庭の子供については、居場所づくりの観点から、子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するものとする。

（４）子供の就労支援

（生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援）

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供を対象に、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行う。

（高校中退者等への就労支援）

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。（再掲）

（児童福祉施設入所児童等への就労支援）

児童養護施設等で暮らす子供を対象に、勤労の基礎的な能力を身に付け、希望に応じた職業選択ができるよう職業指導を行うとともに、必要となる資格取得の支援等を行う。また、就職に際し必要な被服類等の購入費等の支援を行う。

（子供の社会的自立の確立のための支援）

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行うなど、若者の職業的自立や就労に向けた支援等を行う。

また、労働関係法令を知らないために発生する様々な問題の発生を防止するとともに、職業についての意識を高めることにより、子供の就労による自立を支援するため、学生・生徒等に対して、労働関係法令に関する教育を行う。

（５）住宅に関する支援

母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯を、公営住宅に係る優先入居の対象として取り扱うことが可能である旨の地方公共団体への周知のほか、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を実施し、引き続き子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。また、シェルター退所者や地域社会において孤立し住宅を失うおそれのある者等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業において、入居に当たっての支援や、居宅における一定期間の訪問による見守りや生活支援を行う。

ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施する。

（６）児童養護施設退所者等に関する支援

（家庭への復帰支援）

施設入所等の措置解除後の子供が家庭に復帰する際には、児童相談所が、その家庭環境を考慮し、保護者に子供への接し方等の助言やカウンセリングを実施する。

さらに、措置解除後の一定期間は、児童相談所と地域の関係機関とが連携し、定期的な子供の安全確認、保護者への相談・支援等を実施する。

（退所等後の相談支援）

児童養護施設等に入所していた子供等に対しては、必要に応じて 18 歳到達後も原則 22 歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供するとともに、児童養護施設を退所した子供等の実態把握を行い、その結果を踏まえ、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。また、社会的養護自立支援事業の各都道府県での積極的な実施の促進、自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化等、子供の自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

（７）支援体制の強化

（児童家庭支援センターの相談機能の強化）

児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置等を考慮した機能強化を図る。

（社会的養護の体制整備）
社会的養護の推進のため、児童養護施設等における小規模かつ地域分散化等の推進を図る。
あわせて、新たに里親となる人材を確保するため、広報啓発の充実を図るとともに、里親の委託前養育期間における経済的負担の軽減について検討する。
（市町村等の体制強化）
市区町村子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充や要保護児童対策地域協議会の充実・強化を行うとともに、児童福祉司の増員や専門性の強化、処遇改善等、児童相談所の体制強化を推進する。
（ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進）
ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や毎年８月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談体制の構築を整備する。また、ひとり親等の事務手続にかかる負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続において、地方公共団体における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略の推進等に努める。
（生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進）
生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。また、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの支援相談の窓口が連携した好事例を周知する。
（相談職員の資質向上）
生活困窮世帯への支援については、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施する。
また、生活保護世帯への支援については、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。
あわせて、ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向けて、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラム策定員に対する研修等を実施し、ひとり親家庭の相談関係職員の専門性の向上を図る。さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。
3　保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
（１）職業生活の安定と向上のための支援
（所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現）
働いている母子世帯の母の約半数はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、職業生活の安定と向上のための支援が重要である。
中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組むとともに、最低賃金については、近年、年率３％程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が 1000 円になることを目指す。
長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入等、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を着実に推進すべく、働き方改革関連法の円滑な施行を進める。
育児休業、子の看護休暇や育児のための短時間勤務制度等、仕事と両立して安心して子供を育てられる労働環境の整備を引き続き図る。
（２）ひとり親に対する就労支援
（ひとり親家庭の親への就労支援）
マザーズハローワーク等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。
また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の各種雇用関係助成金の活用を推進する。
さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進する。
その上、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努めることで、引き続き就労機会の確保を図っていく。
（ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立）
ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。（再掲）
（ひとり親家庭の親の学び直しの支援）
ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を継続して実施する。
また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給することで、親の学び直しを図っていく。
（企業表彰）
子育てと就業の両立が難しい等の理由で就業が困難なひとり親家庭の親を多数雇用している企業等を表彰することで、ひとり親家庭の親が働きやすい環境を整備するとともに、就業促進に向けた社会的機運を高める。
（３）ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

（就労機会の確保）
低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の活用を推進する。また、求職者支援訓練により、これまで専業主婦であった人等も含め、就職に必要な技能及び知識を習得できるよう、訓練機会の提供を行う。
加えて、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援等きめ細かい支援を実施する。
また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行う。
（親の学び直しの支援）
キャリアプランの再設計、リカレント教育、その成果を生かしたキャリアアップや雇用機会の確保といった一連のプロセスを総合的に支援する一環として、キャリアコンサルティングを定期的に受けられる仕組みの普及に取り組む。
（非正規雇用から正規雇用への転換）
非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。
4 経済的支援
（児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施）
児童手当法に基づく児童手当の支給を着実に実施する。
また、児童扶養手当については、平成 28 年児童扶養手当法改正による児童扶養手当の多子加算額の倍増や、平成 30 年児童扶養手当法施行令改正による全部支給所得制限限度額引上げを踏まえた手当の支給について、着実に実施する。さらに、令和元年 11 月からの支払回数の年３回から年６回への見直しについて、事務の円滑な履行に努める。
（養育費の確保の推進）
債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするため、民事執行法の改正により、現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにするとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続を新設することとしたため、関係機関等にこれらの制度を周知する。
このほか、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行うなど、適切な施行を図っていく。
また、養育費の取決めを促すため、地方公共団体における弁護士等による相談等の実施や、養育費相談支援センターにおいて、相談等に対応する人材養成のための研修、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の作成等、養育費に関する相談支援を行う。
さらに、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、引き続き養育費等の取決めについて解説したパンフレットを市区町村の窓口において離婚届の用紙と同時に交付する。
（教育費負担の軽減）
全ての意思ある子供が安心して教育を受けられるよう、就学援助、高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担の軽減を図る。（再掲）
第５ 子供の貧困に関する調査研究等
改正後の法律を踏まえ、以下の方針で子供の貧困に関する指標に関する研究その他の子供の貧困に関する調査及び研究等を実施する。
1 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態の把握を継続的に実施する。また、地方公共団体も含めた施策の実施状況や地域における支援活動の状況、国内外の調査研究等に関する情報収集を引き続き実施する。
2 子供の貧困に関する指標に関する調査研究子供の貧困に関する指標については別添に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後更に適切に推進していくため、既存の公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進めていく。
新たな調査を実施する場合には、単なる実態の記述だけではなく、世帯の経済状況が子供にどのような影響を与えているかという視点を含めて、子供の貧困の実態が明らかになるような調査を検討する。また、政策の効果が生じるプロセスを明確にし、支援が確実に届いているかも含め、取組に対する効果を見るなどのプロセス評価も視野に入れた調査研究を検討する。
3 地方公共団体による実態把握の支援
地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するため、子供の貧困の状況に関する地域別データの把握・提供に努める。
また、各地方公共団体が実施する子供の貧困に関する実態調査について、各地域において適切に実態を把握できるよう、調査項目を共通化するなどにより比較可能なものとするとともに、全国的な実施に向けた検討を行う。
第６ 施策の推進体制等
1 国における推進体制
本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、引き続き、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、同会議の事務局である内閣府を中心に、連携・推進体制の強化を図る。
施策の推進に当たっては、子供の支援に関わる全ての政策分野との連携に留意する。特に、子供の貧困対策が児童虐待の予防にも資するとの観点から児童虐待防止対策分野との連携を図るとともに、子供が成長し安定した生活を営めるようになるまで支援を行う観点から、青少年

育成支援分野等との緊密な連携を図る。また、子供やその家族の状況に応じ、障害者支援施策や在留外国人への支援施策、配偶者からの暴力被害者支援施策等との連携にも留意する。

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要である。

改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等４つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援する。

なお、沖縄における施策の推進に当たっては、沖縄における深刻な子供の貧困の実態やこれまでの実施状況等を踏まえつつ検討を進める。

3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解の下、子供を社会全体で支援する機運を高めていく。

さらに、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等を子供及び若者の支援に係る活動、日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動等といった民間の団体が行う公益に資する活動に活用することとしており、同制度の円滑な運用に向けて政府として環境整備や積極的な広報等に努める。

4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。このため、子どもの貧困対策会議の下に設けた有識者会議において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する。

5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね５年を目途に見直しを検討する。

第２期八女市子どもの貧困対策推進計画

令和４年 ３月

編集・発行　八　女　市
〒834－8585 福岡県八女市本町 647 番地
電話：0943-24-9342 ファックス：0943-25-7093